



平成28年(行ウ)第49号, 同第134号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東 ほか101名


被告 国(処分行政庁 原子力規制委員会)

第3 準備書面


平成28年10月19日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中


被告訴訟代理人

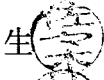
弁護士 竹野下 喜彦 

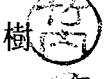
被告指定代理人

部付 荻谷 昌子 


部付 藤枝 祐人 

上席訟務官 大平 浩志 

訟務官 佐々木 弥生 



















法務事務官 竹内 弘樹 

環境事務官 高橋 正史 

環境事務官 小川 哲兵 

環境事務官 大城 朝久 

環境事務官 矢野 諭 

環境事務官	仲	村	淳	一	
環境技官	海	田	孝	明	
環境事務官	井	藤	志	暢	
環境事務官	豊	島	広	史	
環境技官	谷	川	泰	淳	
環境事務官	羽	田	野	誉	
環境技官	市	村	知	也	
環境技官	西	崎	崇	徳	
環境技官	片	野	孝	幸	
環境技官	小	林		勝	
環境技官	岩	田	順	一	
環境技官	鈴	木	健	之	
環境事務官	船	田	晃	代	
環境技官	反	町	幸	之助	
環境技官	佐	藤	秀	幸	
環境技官	永	井		悟	
環境技官	佐	藤	雄	一	
環境技官	藤	原	弘	成	

第1	請求の原因(平成28年7月13日付け訴状訂正申立書による訂正後のもの)	
	に対する認否	6
1	「第1章 はじめに(訴訟提起に至った理由)」について	6
2	「第2章 当事者, 対象原発及び対象処分等」について	6
	(1) 「第1 当事者等」について	6
	(2) 「第2 処分の対象となる原子力発電所」について	6
	(3) 「第3 差止めの対象となる処分」について	6
3	「第3章 原子力発電の仕組み及び再稼働の手続」について	6
	(1) 「第1 原子力発電の仕組み」について	7
	(2) 「第2 再稼働のための手続の概要」について	7
4	「第4章 福島第一原発事故の発生と40年ルールの方針」について	7
	(1) 「第1 福島第一原発事故の発生と被害の状況」について	7
	(2) 「第2 福島第一原発事故の根源的な原因」について	12
	(3) 「第3 事故の教訓としての40年ルールの方針」について	12
5	「第5章 司法審査の在り方」	17
	(1) 「第1 原発技術と原発事故被害の特異性」について	17
	(2) 「第2 原告らが求める司法審査の在り方」について	20
	(3) 「第3 伊方最高裁判決の位置づけと原子力関連法規改正の趣旨」につい て	21
	(4) 「第4 原発に求められる安全性と行政の専門技術的裁量の範囲」につい て	23
	(5) 「第5 立証負担の公平な分配」について	25
	(6) 「第6 まとめ」について	27
6	「第6章 一定の処分がなされる蓋然性」について	27
7	「第7章 処分がなされることにより重大な損害を生ずるおそれがあること」 について	27

8	「第8章 差止めを求めることについての法律上の利益」について	28
	(1) 「第1 本要件の意義（行訴法37条の4第3項）」について	28
	(2) 「第2 根拠法令等の趣旨及び目的」について	28
	(3) 「第3 当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質」について	28
	(4) 「第4 まとめ」について	29
9	「第9章 新規制基準の不合理性及び適合性審査の瑕疵（総論）」について	29
	(1) 「第1 法改正の趣旨」について	29
	(2) 「第2 再稼働申請と適合性審査」について	29
	(3) 「第3 新規制基準及び適合性審査の手続上の問題点」について	30
	(4) 「第4 新規制基準及び適合性審査の内容に関する総論的な問題点」について	35
	(5) 「第5 小括」について	38
10	「第10章 旧式・老朽化問題」について	38
	(1) 「第1 ケーブル問題」について	38
	(2) 「第2 老朽化問題 - 中性子照射脆化」について	42
11	「第11章 耐震安全性」について	44
	(1) 「第1 基準地震動の過小評価」について	44
	(2) 「第2 重要度分類指針」について	47
	(3) 「第3 炉内構造物の耐震安全性が確認されていない」について	48
12	「第12章 対津波安全性」について	49
	(1) 「第1 新規制基準類の下における基準津波策定の方法」について	49
	(2) 「第2 基準津波策定における過誤・欠落」について	49
13	「第13章 テロ対策」について	53
	(1) 「第1 テロ等の発生も想定した必要な規制を行う必要があること」につ	

いて	53
(2) 「第2 深刻な災害が万が一にも起こらないというために必要な対策が講 じられていないこと」について	54
14 「第14章 使用済み核燃料ないし使用済み核燃料プールの危険性」につい て	58
(1) 「第1 福島第一原発事故で明らかになった使用済み核燃料ないし使用済 み核燃料プールの危険性」について	58
(2) 「第2 深刻な災害が万が一にも起こらないというために必要な対策が講 じられていないこと」について	60
15 「第15章 過酷事故対策」	63
(1) 「第1 新規制基準類の下における過酷事故対策の内容」について	63
(2) 「第2 過酷事故対策における過誤・欠落」について	65
16 「第16章 防災審査の不存在及び防災計画の不備」について	72
(1) 「第1 防災審査の不存在」について	72
(2) 「第2 防災計画の不備」について	74
17 「第17章 結語」について	81
第2 本件訴え変更申立書により追加された請求の原因に対する認否	81
1 「1 処分について」について	81
(1) 「(1)」について	81
(2) 「(2)」について	81
(3) 「(3)」について	81
(4) 「(4)」について	81
2 「2 取消判決を求める具体的利益について」について	81
3 「3 出訴期間について」について	82

被告は、本準備書面において、平成28年（行ウ）第49号事件の訴状の請求の原因（平成28年7月13日付け訴状訂正申立書による訂正後のもの）及び本件訴え変更申立書により追加された請求の原因に対して認否する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 請求の原因（平成28年7月13日付け訴状訂正申立書による訂正後のもの）に対する認否

1 「第1章 はじめに（訴訟提起に至った理由）」（平成28年（行ウ）第49号事件の訴状11ないし13ページ）について

認否の限りでない。

2 「第2章 当事者，対象原発及び対象処分等」（平成28年（行ウ）第49号事件の訴状14ないし20ページ）について

(1) 「第1 当事者等」について

ア 「1 原告ら」について

原告らが平成28年（行ウ）第49号事件の訴状別紙原告目録1ないし5記載の各原告肩書住所地に現に居住していることは不知，その余は争う。

イ 「2 被告及び処分庁」について

認める。

ウ 「3 関西電力株式会社」について

認める。

(2) 「第2 処分の対象となる原子力発電所」について

認める。

(3) 「第3 差止めの対象となる処分」について

おおむね認める。

3 「第3章 原子力発電の仕組み及び再稼働の手続」（平成28年（行ウ）第49号事件の訴状21ないし29ページ）について

(1) 「第1 原子力発電の仕組み」について

一般論として認める。

(2) 「第2 再稼働のための手続の概要」について

関西電力が、原子力規制委員会に対し、①原子炉等規制法43条の3の3第4項に基づき、平成27年4月30日付けで本件各原子炉に係る運転期間延長認可申請をしたこと、②原子炉等規制法43条の3の8第1項に基づき、平成27年3月17日付けで本件各原子炉に係る設置変更許可申請をしたこと、③原子炉等規制法43条の3の9第1項に基づき、平成27年7月3日付けで本件各原子炉施設に係る工事計画認可申請をしたこと、④原子炉等規制法43条の3の24第1項に基づき、平成27年4月30日付けで本件各原子炉に係る保安規定変更認可申請（高経年化対策関係）をしたことは認める。

なお、原子力規制委員会は、関西電力に対し、①平成28年4月20日付けで本件設置変更許可処分をし（乙C第1号証）、②平成28年6月10日付けで本件工事計画認可処分をし（乙C第2号証の1及び2）、③平成28年6月20日付けで本件運転期間延長認可処分をし（乙C第3号証の1及び2）、④平成28年6月20日付けで本件保安規定変更認可処分をしたものである（乙C第4号証）。

4 「第4章 福島第一原発事故の発生と40年ルールの方策」(平成28年(行ウ)第49号事件の訴状30ないし45ページ) について

(1) 「第1 福島第一原発事故の発生と被害の状況」について

ア 「1 事故の概要」について

(7) 第1段落について

おおむね認める。

(4) 第2段落（「また、」から始まる段落）について

おおむね認める。

(ウ) 第3段落（「この震災による」から始まる段落）について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「福島第一原発事故」という。）では、地震により外部電源を喪失し、津波により全交流電源喪失に至ったこと、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）の原子炉施設のうち3機が水素爆発を起こしたこと、環境中に放射性物質が放出されたことは認める。

(イ) 第4段落（「しかし、」から始まる段落）について

おおむね認める。

ただし、過酷事故に至った原因の基本的なところは究明されている。

(オ) 第5段落（「なお、」から始まる段落）について

原告らの主張するような指摘がされていることは認める。

イ 「2 福島第一事故による放射性物質の拡散と被害の概要」について

(ア) 「(1) 放射性物質の環境への放出状況」について

a 第1段落について

原子炉格納容器の破壊があったことは不知、その余はおおむね認める。

b 第2段落（「さらに、」から始まる段落）について

おおむね認める。

c 第3段落（「福島第一原発事故で」から始まる段落）について

東京電力は福島第一原発事故に伴い大気中に放出された放射性物質の総量をINES評価で約900PBq（ヨウ素：500PBq，セシウム137：10PBq）と推定していること、チェルノブイリ原子力発電所の事故に伴い大気に放出された放射性物質の総量はINES評価で5200PBqとされていることは認め、その余は不知。

なお、福島第一原発事故に伴い大気中に放出された放射性物質の総

量については、調査した機関により差異があり確定されていない。また、現在、東京電力福島第一原子力発電所の1ないし4号炉の取水口エリア及び港湾内エリアにおいて放射性物質の存在が認められるものの、海洋への放射性物質の放出源は明らかにされていない。

(イ) 「(2) 政府による避難指示」について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落（「しかし、」から始まる段落）について

おおむね認める。

なお、平成23年3月11日午後9時23分時点では、放射性物質の大気中への飛散はなかった。

(ウ) 「(3) 放射性物資の放出がもたらすもの」について

a 第1段落について

おおむね認める。

b 第2段落（「その結果、」から始まる段落）について

おおむね認める。

c 第3段落（「福島第一原発事故の」から始まる段落）について

「福島県内の」は否認し、その余はおおむね認める。

なお、環境省による「除染等の措置等に伴って生じる土壌等の量の推定について」では、年間5ミリシーベルト以上の空間線量を発する可能性のある地域を福島県外の地域も含めて約1800平方キロメートルと試算している。また、避難指示区域（警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域）からの避難者数は、約11.3万人である。

d 第4段落（「事故から」から始まる段落）について

甲F第6号証30ページで平成27年10月30日時点の東日本大

震災による福島県全体の避難者数（避難指示区域からの避難者も含む。）が約10.6万人とされていることは認める。

e 第5段落（「また,」から始まる段落）について

甲F第7号証2枚目で平成27年9月30日現在の東日本大震災における震災関連死の死者数が福島県1979人、宮城県918人、岩手県455人とされていることは認める。

f 第6段落（「そして,」から始まる段落）について

チェルノブイリ原発事故被災者の状況とその社会的保護に関するウクライナ国法では、空間線量が年5ミリシーベルトを超える地域は強制（義務的）退去区域、空間線量が年1ミリシーベルトを超える地域は任意移住保証区域とされ（同法2条）、財産、家財の補償や再就職あっせんを優先的に受ける権利などが認められていること（同法11条、13条1項3号、20条1項7号等）はおおむね認め、その余は知らないし争う。

g 第7段落（「そのため,」から始まる段落）について

不知。

h 第8段落（「2015（平成27）年」から始まる段落）及び第9段落（「また,」から始まる段落）について

認める。

なお、調査の名称は福島県民健康調査が正しい。

i 第10段落（「このように,」から始まる段落）について

一般論として認める。

(I) 「(4) 事故の現在」について

東京電力福島第一原子力発電所4号炉の使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の運び出しが終わったこと、同発電所1ないし3号炉の使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の運び出しは終わっていないこと、同発電所1な

いし3号炉の炉心溶融に係る核燃料デブリの状態は明らかではないこと、同発電所の敷地から汚染水が発生し続けていること、福島第一原発事故の原因は未だ解明されていない部分があることはおおむね認める。

なお、東京電力福島第一原子力発電所1ないし3号炉については、現在、使用済燃料の取り出し作業に向けた準備を行っているところである。また、放射性廃棄物の処理方針につき、国が必要な最終処分場等を確保することは決まっており、現在、その選定を検討中である。

ウ 「3 日本が壊滅する危機だったこと」について

甲F第10号証15枚目に「4号機プールにおける燃料破損に続くコアコンクリート相互作用が発生して放射性物質の放出が始まると予想される（中略）続いて、他の号機のプールにおいても燃料破損に続いてコアコンクリート相互作用が発生して大量の放射性物質の放出が始まる。この結果、強制移転をもとめるべき地域が170km以遠にも生じる可能性や、年間線量が自然放射線レベルを大幅に超えることをもって移転を希望する場合認めるべき地域が250km以遠にも発生することになる可能性がある」との記載があること、上記170キロメートルの範囲には福島県、宮城県、山形県及び栃木県のほぼ全域、茨城県及び新潟県の各北側半分が含まれ、上記250キロメートルの範囲にはさらに岩手県、秋田県、新潟県及び茨城県の各南側半分、千葉県の北側半分、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都のほぼ全域、神奈川県が北東部が含まれること、甲F第11号証の1・52ページの下から3行目及び2行目に「放射性物質が全部出て、まき散らしてしまうわけですから、我々のイメージは東日本壊滅ですよ。」との記載があること、福島第一原発事故当時、東京電力福島第一原子力発電所4号炉の使用済燃料貯蔵槽に隣接する原子炉ウエルにはシュラウドの取り替え工事が予定どおり進捗していればなかったはずの水が張られていたこと、同発電所4号炉の使用済燃料貯蔵槽と原子炉ウエルを隔てていた防壁

がずれたことにより使用済燃料貯蔵槽に水が流れ込んだこと、同発電所4号炉の使用済燃料の著しい損傷が生じなかったことはおおむね認める。

なお、津波による電源盤(M/C)被水によって全交流電源喪失が起こり、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能が喪失した後、崩壊熱によって使用済燃料貯蔵槽の水位が低下し、原子炉ウエル側との間で生じた水位の差から生じた水圧により、両者間のゲートの水密性が失われて、使用済燃料貯蔵槽に水が流入したものである。東京電力福島第一原子力発電所4号炉の使用済燃料貯蔵槽への水の流れ込みがなければ使用済燃料がどのような状態かについては、未だ解明されていない。

(2) 「第2 福島第一原発事故の根源的な原因」について

ア 「1 国会事故調査委員会による報告」について

甲F第4号証に原告らの主張と同趣旨の記載があることは認める。

イ 「2 老朽化の問題」について

第1文については、認める。

第2文については、「長年の使用により原子炉設備の金属疲労や腐食が進行する」こと、当該「設備の劣化が耐震性能に影響を及ぼした可能性がある」ことは一般論として認める。

(3) 「第3 事故の教訓としての40年ルールの方策」について

ア 「1 事故前の老朽化対策」について

(7) 第1段落について

おおむね認める。

(4) 第2段落(「1991(平成3)年」から始まる段落)について

おおむね認める。

なお、平成8年4月付け資源エネルギー庁作成の「高経年化に関する基本的な考え方」では、国の定期検査等についても見直しを行い、安全規制等の全体の高度化を図ることが適当であるとされている。

(ウ) 第3段落（「ところが、」から始まる段落）について

認める。

(エ) 第4段落（「当該事故を契機に、」から始まる段落）について

認める。

(オ) 第5段落（「ちなみに、」から始まる段落）について

関西電力が、平成3年2月に関西電力美浜発電所2号炉で蒸気発生器伝熱管損傷事故を起こしたこと、平成16年8月9日に同発電所3号炉で二次系配管が破損し、死傷者11名が生じる事故を起こしており、その原因が二次系配管肉厚管理の不備ないし点検時の見落としにあったことは認める。

イ 「2 事故後の老朽化対策」について

(ア) 「(1) 40年ルールの立法事実」について

a 第1段落について

おおむね認める。

b 第2段落（「特に、」から始まる段落）について

不知。

なお、福島第一原発事故で炉心の著しい損傷が生じた原因は、津波に伴う全交流電源喪失による原子炉の冷却の失敗であるところ、東京電力福島第一原子力発電所1号炉の非常用冷却設備と同発電所2及び3号炉の非常用冷却設備が異なること等からしても、仮に同発電所1号炉が最初に炉心溶融に至っていたとしても、炉心の著しい損傷が生じた原因は、同発電所1号炉が福島第一原発事故当時40年を迎える直前であったことと関係があるとはいえない。

(イ) 「(2) 40年ルールの内容」について

a 第1段落について

否認ないし争う。

- b 第2段落（「改正後炉規法は、」から始まる段落）ないし第5段落（「規制委員会が」から始まる段落）について
認める。

ウ 「3 40年ルール¹の趣旨に照らし厳格に適用されなければならないこと」について

(7) 「(1) 規定の文言」について

原子炉等規制法43条の3の32が「発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉の設置の工事について最初に第43条の3の11第1項の検査に合格した日から記載して40年とする。」（第1項）、「前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、1回に限り延長することができる。」（第2項）、「原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第2項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。」（第5項）と規定されていること、原子炉等規制法43条の3の32第2項の許可に当たり厳格に審査がされなければならないことはおおむね認める。

(i) 「(2) 従来の高経年化技術評価の不十分性」について

a 第1段落について

争う。

b 第2段落（「すなわち、」から始まる段落）について

おおむね認める。

c 第3段落（「例えば、」から始まる段落）について

第1文は認め、第2文は争う。

- d 第4段落（「仮に,」から始まる段落）及び第5段落（「しかし,」から始まる段落）について

福島第一原発事故の事故現場に一部放射線の線量が高いところがあることは認め、その余は否認ないし争う。

- (ウ) 「(3) 延長認可制度が高経年化技術評価と併存されたことの意味」について

- a 第1段落について

認める。

- b 第2段落（「これは,」から始まる段落）について

争う。

- c 第3段落（「例えば,」から始まる段落）について

実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準の「1」に「運転期間延長認可の時点において、当該時点において適用されている法第43条の3の14の技術上の基準に適合させるために必要となる法第43条の3の9及び第43条の3の10に掲げる工事の計画がすべて同条の規定に基づく認可等の手続きにより確定していること。」と規定されていることは認め、その余は争う。

- d 第4段落（「法が安全性を」から始まる段落）について

第1文は認め、第2文は争う。

なお、高経年化技術評価と運転期間延長認可制度は別個の制度である。

- (イ) 「(4) 40年ルール法定の経緯」について

- a 「ア」について

- (a) 第1段落について

争う。

- (b) 第2段落（「以下,」から始まる段落）について

原子炉等規制法の改正当時に原告らが引用するとおりの答弁がされたことは認める。

(c) 第3段落（「一般的に、」から始まる段落）について

経年劣化した設備については部品を交換したり補修したりして常に一定以上の強度を保つことにより安全性を確保するものであること、原子炉圧力容器等について交換が困難であることはおおむね認める。

なお、関西電力によって適切に設備等の管理、点検及び補修を行っているところである。

(d) 第4段落（「劣化した」から始まる段落）について

争う。

b 「イ」について

国会及び記者会見における原子力規制委員会委員長及び委員の発言内容が原告らの引用するとおりであったことは認める。

c 「ウ」について

第1文は不知、第2文及び第3文は否認ないし争う。

(オ) 「(5) 『その満了に際し』の解釈」について

原子力規制委員会は、関西電力に対し、①平成28年4月20日付けで本件設置変更許可処分をし（乙C第1号証）、②平成28年6月10日付けで本件工事計画認可処分をし（乙C第2号証の1及び2）、③平成28年6月20日付けで本件運転期間延長認可処分をし（乙C第3号証の1及び2）、④平成28年6月20日付けで本件保安規定変更認可処分をしたものであり（乙C第4号証）、認否の要を認めない。

(カ) 「(6) 小括」について

a 第1段落について

第1文及び第2文はおおむね認め、第3文及び第4文は争う。

b 第2段落（「なお、」から始まる段落）について

第1文及び第2文はおおむね認め、第3文は争う。

ただし、関西電力美浜発電所1及び2号炉、日本原子力発電株式会社敦賀発電所1号炉、中国電力株式会社島根原子力発電所1号炉、九州電力株式会社玄海原子力発電所1号炉、四国電力株式会社伊方発電所1号炉の計6基について、各事業者は廃炉を表明しているが、実際に廃止措置計画の認可（原子炉等規制法43条の3の3第2項）がされているわけではない。

5 「第5章 司法審査の在り方」（平成28年（行ウ）第49号事件の訴状46ないし73ページ）について

(1) 「第1 原発技術と原発事故被害の特異性」について

ア 「1 事態の進展に伴って収束せずに拡大していくこと」について

(ア) 第1段落について

争う。

(イ) 第2段落（「第1に、」から始まる文）について

「放出されるエネルギーが極めて膨大で、しかも直ちにその発生を停止することができない」は争い、その余はおおむね認める。

制御棒を挿入すれば核分裂は停止し、その後も崩壊熱は発生するが、その量は制御棒挿入直後で運転中の7ないし8パーセントであり、極めて膨大なエネルギーの発生を直ちに停止できないわけではない。

(ウ) 第3段落（「また、」から始まる段落）について

「極めて広範囲に」は争い、その余はおおむね認める。

(エ) 第4段落（「このように、」から始まる段落）について

争う。

イ 「2 科学技術から得られる知見に限界があること」について

(ア) 第1段落及び第2段落（「したがって、」から始まる段落）について

争う。

(4) 第3段落（「例えば、」から始まる段落）について

瀨織一起東京大学地震研究所教授が、東北地方太平洋沖地震が発生した平成23年3月11日の約4か月半後に原子力安全・保安院の「地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ」の主査を辞任したこと、同教授が甲D第1号証272及び273ページで原告らが引用するとおり述べていることは認め、その余は知らないし争う。

ウ 「3 原発事故被害が他の科学技術の利用に伴う被害とは質的に異なること」について

(7) 「(1) 特異性① - 不可逆・甚大性」について

a 「ア」について

争う。

b 「イ」について

放射線被ばくによる影響は大きく分けて身体的影響と遺伝的影響があり、身体的影響はその潜伏期間の長さによって早期影響と晩発影響に区別されること、身体的影響は放射線によって体細胞に起こった変化、損傷が原因で発生するもので、発がんリスクの増加などがその典型であること、発がんリスクの増加はDNA鎖の切断などによって引き起こされるものであり、DNA鎖が損傷したまま細胞が生き残れば、身体的影響の発がん又は遺伝的影響のリスクとなることは認め、その余は否認ないし争う。

細胞の損傷が遺伝するのは生殖細胞のDNA鎖に損傷が残っている場合であるから、親にDNA鎖が損傷した細胞が残っていたとしても、必ずしも子孫に至るまで悪影響を及ぼすものではない。また、死亡した細胞は正常細胞の細胞分裂により補われ、DNA鎖が損傷してがん化した細胞に対して免疫系が働き、治癒されることがあるから、放射

線被ばくによる身体的影響（発がんリスクの増加）は不可逆性があるとは必ずしもいえない。さらに、遺伝的影響について、人間では放射線被ばくによる遺伝的影響があるという証拠は見つかっていない。

c 「ウ」について

争う。

(イ) 「(2) 特異性② - 広範囲性」について

a 「ア」について

第1文については、福島第一原発事故では広島型原爆の約153発分に相当する放射性物質が撒き散らされたことは不知、その余はおおむね認める。

第2文については、チェルノブイリ原発事故後30年近く経過していること、同事故に係る避難区域が定められていることは認める。

b 「イ」について

甲F第10号証15枚目に原告らが第2段落第1文で指摘する記載がされていることは認める。

c 「ウ」について

放射性物質が風や海流を通じて日本国外の大気、海洋を汚染することがあり得ること、大津地方裁判所平成28年3月9日決定（甲F第18号証）43ページに「その環境破壊の及ぶ範囲は我が国を越えてしまう可能性さえある」と判示された箇所があることは認める。

d 「エ」について

争う。

(ウ) 「(3) 特異性③ - 長期継続性」について

a 「ア」について

第1文は認め、第2文は争う。

b 「イ」について

大間原発建設差止等請求事件（東京地方裁判所平成26年（行ウ）第152号）において、工藤壽樹函館市長が、平成26年7月3日の第1回口頭弁論期日において、「戦争もまちに壊滅的な打撃を与えますが、復興は可能です。」「放射能というどうしようもない代物を広範囲にまき散らす原発の過酷事故は、これまでの歴史にはない壊滅的な状況を半永久的に周辺自治体や住民に与えるのです。」（いずれも甲F第15号証14ページ）との意見を陳述したことは認める。

c 「ウ」について

争う。

(I) 「(4) 特異性④ - コミュニティ全体の破壊」について

a 第1段落について

近年、「地域コミュニティ全体の破壊」「生活基盤維持権の侵害」ということが主張されていることは認める。

b 第2段落（「すなわち、」から始まる段落）について

「原発事故」があらゆる原発事故を指すのであれば、否認する。

c 第3段落（「農林水産業を」から始まる段落）について

不知。

d 第4段落（「事故当時の」から始まる段落）について

おおむね認める。

e 第5段落（「吉田氏は、」から始まる段落）について

吉田氏が甲F第11号証の1・50及び52ページで原告らが第1文で引用するとおり供述したことは認め、その余は争う。

エ 「4 小括」について

争う。

(2) 「第2 原告らが求める司法審査の在り方」について

第1段落及び第2段落については、認否の要を認めない。

第3段落については、争う。

(3) 「第3 伊方最高裁判決の位置づけと原子力関連法規改正の趣旨」について

ア 「1 伊方最高裁判決の内容とその理解」について

(ア) 柱書きについて

おおむね認める。

(イ) 「(1) ①改正前炉規法が許可制を定めた趣旨」について

おおむね認める。

(ロ) 「(2) ②専門技術的裁量論」について

a 「ア」について

おおむね認める。

b 「イ」について

認める。

なお、「417頁」は「420ページ」が正しい。

c 「ウ」について

おおむね認める。

(ハ) 「(3) ③現在の科学技術水準論」について

第1段落は認め、第2段落は認否の要を認めない。

(ニ) 「(4) ④基本設計論」について

第1段落はおおむね認め、第2段落は争う。

(ホ) 「(5) ⑤立証責任論」について

おおむね認める。

(ヘ) 「(6) 小括」について

争う。

イ 「2 原子力関連法規改正の趣旨を踏まえた再評価」について

(ア) 「(1) 国会事故調の報告と原子力関連法制の見直しの必要性」について

て

甲F第4号証531ページに原告らが「ア」で引用するとおりの記載があること、同号証535及び536ページに「諸外国の原子力安全に関する考え方の反映」の一つとして「深層防護の確保を十分に行うための検討・法整備の必要性」を指摘した記載があること、同号証536ページに「原子力法規制の課題」の一つとして「『国民の生命・身体の安全』を中核に据えた法体系」を指摘した記載があること、同号証537ページに「原子力法規制の課題」の一つとして「不適正な安全審査指針類への依存の見直し」を指摘した記載があること、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告も踏まえ国会において原子炉等規制法等の改正がされたことは認め、その余は争う。

(イ) 「(2) 原子力規制委員会設置法改正をはじめとする関連法規の趣旨」
について

a 「ア」について

平成24年6月20日に原子力規制委員会設置法が成立したこと、原子力規制委員会の設置に伴い原子力安全委員会と原子力安全・保安院は廃止されたこと、併せて原子力基本法及び原子炉等規制法も改正されたことはおおむね認める。

なお、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告書（国会事故調）において報告ないし提言されたことのみが立法事実になったわけではない。

b 「イ」について

おおむね認める。

c 「ウ」について

(a) 第1段落及び第2段落（「このことは、」から始まる段落）について

おおむね認める。

(b) 第3段落（「例えば、」から始まる段落）について

甲B第8号証1ページに原告らが引用するとおりの記載があることは認める。

(c) 第4段落（「また、」から始まる段落）について

甲B第9号証4枚目に原告らが引用するとおりの記載があることは認める。

(d) 第5段落（「さらに、」から始まる段落）について

認める。

(e) 第6段落（「このように、」から始まる段落）について

福島第一原発事故のような深刻な災害を万が一にも起こさないようにするために規制行政を根本的に見直す趣旨で法改正がされたことはおおむね認め、その余は争う。

(ウ) 「(3) 伊方最高裁判決の再評価」について

争う。

ウ 「3 福井地裁大飯一審判決及び福井地裁高浜仮処分決定」について

福井地方裁判所平成27年4月14日決定（甲F第17号証）44ページに原告らが第4段落でほぼ引用するとおりの判示がされていることは認め、その余は争う。

エ 「4 平成28年大津地裁高浜仮処分決定」について

大津地方裁判所平成28年3月9日決定（甲F第18号証）43ページに原告らが第2段落で引用するとおりの判示がされていることは認め、その余は争う。

(4) 「第4 原発に求められる安全性と行政の専門技術的裁量の範囲」について

ア 「1 伊方最高裁判決における専門技術的裁量の範囲」について

最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決が原子炉設置許可処分
の取消訴訟における裁判所の審理判断について行政庁の専門技術的裁量
あることを前提とする判断をしたことは認め、その余は争う。

イ 「2 専門技術的裁量の範囲及び内容」について

(7) 「(1) 専門技術的裁量の範囲を考えるに当たっての根拠」について

a 柱書きについて

争う。

b 「ア 原子力関連法規の改正の趣旨」について

第1段落はおおむね認め、第2段落は争う。

c 「イ 原発被害の特殊性」について

争う。

(4) 「(2) 具体的な考え方」について

a 「ア」及び「イ」について

争う。

b 「ウ」について

(a) 第1段落について

不知。

(b) 第2段落（「この判断は」から始まる段落）について

不知。

(c) 第3段落（「さらに、」から始まる段落）及び第4段落（「すなわ
ち、」から始まる段落）について

甲F第19号証54ページに原告らが第4段落でほぼ引用すると
おりの記載があることは認める。

(d) 第5段落（「詳しくは」から始まる段落）について

知らないし争う。

ウ 「3 まとめ」について

争う。

(5) 「第5 立証負担の公平な分配」について

ア 「1 伊方最高裁判決の内容とその理解」について

(7) 「(1) 伊方最高裁判決の内容」について

おおむね認める。

なお、最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決は、「被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。」と判示している。

(4) 「(2) 伊方控訴審判決の内容」について

高松高等裁判所昭和59年12月14日判決が「原子炉設置の安全性に関する司法審査は、その安全性いかんという問題について裁判所が全面的、積極的に審理判断するのではなく、安全性を肯定する行政庁の判断に、現在の科学的見地からして当該原子炉の安全性に本質的にかかわるような不合理があるか否か、という限度で行うのが相当であり、ただ、その点の主張立証については、公平の見地から、安全性を争う側において行政庁の判断に不合理があるとする点を指摘し、行政庁においてその指摘をも踏まえ自己の判断が不合理でないことを主張立証すべきものとするのが妥当であると考えられる」と判示していることは認め、その余は争う。

(ウ) 「(3) 伊方控訴審判決を踏まえた伊方最高裁判決の理解」について争う。

イ 「2 原子力関連法規改正の趣旨との関係」について

最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決が、「被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。」と判示していること、同判決に係る最高裁判所判例解説民事篇平成4年度426ページが「右下級審の裁判例の趣旨とするところは、次のようなものと理解することができよう。すなわち、客観的主張立証責任の問題としては、被告行政庁の専門技術的な裁量的判断に逸脱・濫用があることにつき、原告が主張立証責任を負担するものというべきであるが、前記のとおり、専門技術的裁量は、政治的、政策的裁量とは、その内容、裁量が認められる事項・範囲が相当異なり、政治的、政策的裁量と比較して、裁量の幅は狭いものであること（前掲水戸地判、福島地判参照）、また、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していること（証拠の偏在。前掲福島地判参照）を考慮し、当事者間の公平の見地から、専門技術的な裁量判断の適否が争われる取消訴訟においては、まず、被告行政庁の側において、その裁量的判断に不合理な点がないこと、すなわち、その依拠した具体的審査基準及び当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした判断に一応の合理性があることを、右判断の根拠となった安全審査に用いた資料等

により主張立証する必要がある（主張・立証の必要性）、被告行政庁において、右主張立証を尽くさない場合には、被告行政庁の専門技術的な裁量的判断に逸脱・濫用があることが事実上推認されることになる、というものと理解することができよう。」と解説していること、水戸地方裁判所昭和60年6月25日判決は原告らが「(2)」の「ウ」の第3段落で引用するとおり判示していることは認め、その余は争う。

ウ 「3 平成28年大津地裁高浜仮処分決定」について

(7) 「(1) 立証の負担の所在について」について

大津地方裁判所平成28年3月9日決定（甲F第18号証）42ページに原告らが第2段落で引用するとおりの判示がされていることは認める。

ただし、上記引用中、「立証」とあるのは「疎明」が正しい。

(4) 「(2) 主張及び疎明の範囲について」について

大津地方裁判所平成28年3月9日決定（甲F第18号証）43ページに原告らが第2段落で引用するとおりの判示がされていることは認める。

(9) 「(3) 被告側の立証の程度について」について

大津地方裁判所平成28年3月9日決定（甲F第18号証）43ページに原告らが第1段落でほぼ引用するとおりの判示がされていることは認め、その余は争う。

(6) 「第6 まとめ」について

争う。

6 「第6章 一定の処分がなされる蓋然性」（平成28年（行ウ）第49号事件の訴状74及び75ページ）について

認否の要を認めない。

7 「第7章 処分がなされることにより重大な損害を生ずるおそれがあること」

(平成28年(行ウ)第49号事件の訴状76ないし83ページ)について
認否の要を認めない。

8 「第8章 差止めを求めることについての法律上の利益」(平成28年(行ウ)第49号事件の訴状84ないし88ページ)について

(1) 「第1 本要件の意義(行訴法37条の4第3項)」について

ア 「1 法律上保護された利益」について

認否の要を認めない。

イ 「2 行訴法9条2項」について

認める。

(2) 「第2 根拠法令等の趣旨及び目的」について

ア 「1 ①改正後炉規法の趣旨及び目的」について

第1段落及び第2段落は認め、第3段落は争う。

イ 「2 ③当該法令と目的を共通にする関係法令の趣旨及び目的」について

(7) 「(1) 原基法」について

原子力基本法2条1項、2項に原告らが第3段落で引用するとおりの規定があることは認め、その余は争う。

(4) 「(2) 設置法」について

原子力規制委員会設置法1条に原告らが引用するとおりの規定があることは認め、その余は争う。

(3) 「第3 当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質」について

ア 「1 ②当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質」について

一般論として認める。

イ 「2 ④当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質」について

知らないし争う。

ウ 「3 ⑤利益が害される態様及び程度」について

知らないし争う。

エ 「4 小括」について

争う。

(4) 「第4 まとめ」について

争う。

9 「第9章 新規制基準の不合理性及び適合性審査の瑕疵（総論）」（平成28年（行ウ）第49号事件の訴状89ないし103ページ）について

(1) 「第1 法改正の趣旨」について

法改正後の原子力関連法規は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを原子力規制の究極的な目的としていること、核燃料物質の製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うことを内容としていることは認める。

(2) 「第2 再稼働申請と適合性審査」について

ア 第1段落について

認める。

イ 第2段落（「これは、」から始まる段落）について

第1文は認め、第2文は争う。

ウ 第3段落（「但し、」から始まる段落）について

設置許可基準規則が1条ないし62条の規定からなること、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈、基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドなどの内規があることは認める。

エ 第4段落（「また,」から始まる段落）ないし第10段落（「以下,」から始まる段落）について

おおむね認める。

なお、「新規制基準」の用語は、法令上の用語ではなく、行政実務上の通称にすぎないものであり、必ずしも明確な定義がされているわけではない（内規を含めた全てを総称する場合のほか、原子力規制委員会規則のみを指す場合や、行政手続法上の命令等（行政手続法2条8号）に当たるもののみを指す場合もある。）。

(3) 「第3 新規制基準及び適合性審査の手続上の問題点」について

ア 「1 規制委員会の専門性、独立性の欠如」について

(ア) 第1段落について

第1文は認め、第2文は争う。

(イ) 第2段落（「規制委員会は」から始まる段落）について

原子力規制委員会が委員長及び委員4名で構成されており、いずれも専門的知識及び経験を有する者であることは認め、その余は争う。

(ロ) 第3段落（「また,」から始まる段落）及び第4段落（「委員5名中2名」から始まる段落）について

原子力規制委員会の委員長及び委員の欠格事由として、原子力規制委員会設置法7条7項3号が「原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者若しくは核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者」を、同項4号が「前号に掲げる者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）又は使用人その他の従業者」

を規定していること、更田豊志委員、中村佳代子元委員、田中俊一委員長の各経歴が原告らが第3段落で主張するとおりであることは認め、その余は争う。

(I) 第5段落（「その上、」から始まる段落）について

田中知委員が、平成26年9月に委員に任命されたこと、平成24年まで日本原子力産業協会の役員であったこと、工学研究のために原子力事業者や関係団体から奨学寄付金を受領したことがあることは認め、その余は知らないし争う。

イ 「2 原子力規制庁の職員の多くが旧原子力推進にかかる官庁の職員である」について

(7) 第1段落及び第2段落（「また、」から始まる段落）について

「規制当局の組織的問題」として、甲F第4号証502ページに「安全文化を排除する構造的な仕組み」について指摘する記載があること、同号証511ページに「専門性の欠如と人材の問題」について指摘する記載があることは認める。

(4) 第3段落（「しかし、」から始まる段落）について

甲C第4号証1枚目に原告らの第1文の主張内容と同様の記載がされていること、原子力規制委員会設置法附則6条2項が「原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、原子力規制庁の幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととする。ただし、この法律の施行後5年を経過するまでの間において、当該職員の意欲、適性等を勘案して特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。」と規定されていることは認め、その余は否認ないし争う。

なお、原子力規制庁の職員でなくなった者であって原子力利用の推進

と無関係な部署に配置転換された者についても、その後の人事異動でも相当の期間原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織に配置転換させないなど、関係機関において、原子力規制委員会設置法附則6条2項の趣旨を踏まえてその後の配置転換を行っている。

(ウ) 第4段落（「2013年（平成25年）」から始まる段落）ないし第6段落（「新規制基準を」から始まる段落）について

甲C第5号証に記載の限度で漏えいがされたこと、運転期間延長認可申請中の原子炉のうち、本件各原子炉についての審査が先行して進んだことは認め、その余は否認ないし争う。

ウ 「3 福島第一原発事故の原因究明は途上にある」について

(ア) 第1段落について

福島第一原発事故について複数の事故調査報告書が作成されたこと、同事故調査によって未解明の事実関係があることは認め、その余は否認ないし争う。

(イ) 第2段落（「政府、」から始まる段落）について

政府、国会の事故調査報告書に福島第一原発事故の原因調査は今後も継続を要する旨の記載があること、甲F第4号証204ないし207ページに東京電力福島第一原子力発電所1号炉について地震による配管損傷が発生した可能性がある旨の記載があることは認め、その余は否認する。

原子力規制委員会は、平成26年10月8日付けの東京電力福島第一原子力発電所事故の分析中間報告書において、「地震発生から津波到達までの間には、原子炉圧力バウンダリから漏えいが発生したことを示すデータは見いだせない。仮に、漏えいが発生した場合であっても、少なくとも保安規定上何らかの措置が要求される漏えい率と同程度の原子炉冷却材の漏えいを超えるものではなかったと判断される。」としている。

(ウ) 第3段落（「真に福島第一原発事故の」から始まる段落）について争う。

福島第一原発事故の原因究明は可能な限り行われ、新たな規制基準はその結果を踏まえて策定されたものである。

エ 「4 新規制基準策定の検討期間が短すぎる」について

(ア) 第1段落について

おおむね認める。

なお、「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」とあるのは「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」が、「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム」とあるのは「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム」がそれぞれ正しい。また、発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チームは、平成24年10月25日から平成25年6月3日まで計23回、発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チームは、平成24年11月19日から平成25年6月6日まで計13回、それぞれ協議を開催した。

(イ) 第2段落（「半年も」から始まる段落）について

行政手続法に基づき27件、それ以外に任意で22件をパブリックコメント募集の手續に付したこと、パブリックコメント募集の期間は平成25年4月11日から同年5月10日までの間であったこと、規則等は平成26年7月8日に施行されたことは認め、その余は争う。

なお、新規制基準については、骨子案の段階でも、平成25年2月7日から同月28日までパブリックコメント募集の手續に付している。

(ウ) 第3段落（「元原子力安全委員会委員長」から始まる段落）について

班目春樹氏が内閣府原子力安全委員会の委員長であったこと、甲F第22号証190ページに「繰り返しますが、世界では当然のことだった

のです。日本は致命的に遅れていた。大変な間違いでした。その意味で、日本の安全審査は、30年前の技術水準だったということです。」との記載があることは認め、その余は争う。

(I) 第4段落（「2006（平成18）年」から始まる段落）について
第1文は認め、第2文は争う。

(II) 第5段落（「新規制基準」から始まる段落）について
甲D第5号証に原告らが引用するとおりの記載があることは認め、その余は争う。

(III) 第6段落（「藤原氏は、」から始まる段落）について
甲D第6号証に原告らの主張と同趣旨の記載があることは認める。

(IV) 第7段落（「また、」から始まる段落）について
甲C第8号証56ページに原告らがほぼ引用するとおりの記載があることは認め、その余は争う。

(V) 第8段落（「新規制基準策定の」から始まる段落）について
争う。

オ 「5 パブリックコメントも形だけのものである」について

新規制基準に係るパブリックコメントの募集が平成25年4月11日から同年5月10日まで行われたこと、適合性審査に係る任意のパブリックコメントの対象は設置変更許可処分の審査書案に限られていたこと、審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の提出期間は1か月であったことは認め、その余は否認ないし争う。

カ 「6 『世界で最も厳しい基準』という虚構」について

安倍晋三内閣総理大臣が、平成27年3月27日の予算委員会において、「独立した原子力規制委員会が世界で最も厳しい水準の新規制基準に適合すると科学的、技術的に判断した原発は、再稼働に求められる安全性が確認されたものであると思います。」と答弁したこと、甲C第9号証2ペー

ジに「原子力規制委員会では、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）などでの指摘を踏まえ、国際機関や諸外国の規制基準も確認しながら、我が国の自然条件の厳しさ等も考え合わせて、世界で最も厳しい水準の規制基準を策定しました。」との記載があることは認め、その余は知らないし争う。

(4) 「第4 新規制基準及び適合性審査の内容に関する総論的な問題点」について

ア 「1 基準の不明確性」について

(7) 第1段落について

否認ないし争う。

(イ) 第2段落（「改正原子炉等規制法1条では、」から始まる段落）について

おおむね認める。

(ロ) 第3段落（「規制委員会は、」から始まる段落）について

第1文はおおむね認め、第2文（「この安全目標」から始まる文）及び第3文（「しかし」から始まる文）は争う。

(ハ) 第4段落（「このような」から始まる段落）について

争う。

イ 「2 田中委員長の発言」について

第1段落は認め、第2段落は争う。

ウ 「3 立地審査の停止」について

(7) 第1段落について

原子力委員会が昭和39年5月27日に決定し、原子力安全委員会が平成元年3月27日に一部改訂した「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」（以下「立地審査指針」という。）に基づき立地審査が行われていたことは認め、その余は争う。

(イ) 第2段落（「しかし」から始まる段落）について

甲C第10号証8ページに原告らが引用する記載があることは認め、その余は争う。

(ウ) 第3段落（「田中俊一規制委員会委員長も、」から始まる段落）について

原子力規制委員会田中俊一委員長が、平成24年11月14日、原子力規制委員会記者会見において、立地審査指針の改定も今後必要になると思っている旨述べたことは認める。

(I) 第4段落（「ところが、」から始まる段落）及び第5段落（「原子炉等規制法第43条の3の6第1項4号は、」から始まる段落）について争う。

なお、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号は「原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものである」と認めるときでなければ設置許可をしてはならないとしているところ、原告らが指摘する立地審査指針は、上記「原子力規制委員会規則で定める基準」ではない。

エ 「4 防災審査の不存在」について

(ア) 第1段落について

「日本においては第3層までしか対策がなかった」ことは否認し、その余は認める。

(イ) 第2段落（「福島第一原発事故前には、」から始まる段落）について

福島第一原発事故以前に、各原子力発電所の立地する道県及び周辺約10キロメートル内の市町村では、原子力災害を想定した地域防災計画が策定されていたことは一般論として認め、「行政指導に基づいて」は否認する。

(ウ) 第3段落（「規制委員会は」から始まる段落）について

認める。

(I) 第4段落（「しかし、」から始まる段落）について

市町村作成の原子力災害に備えた防災計画の整備状況は原子炉等規制法の発電用原子炉の運転期間延長認可，設置変更許可，工事計画認可及び保安規定変更認可の各処分における審査の対象となっていないこと，原子力基本法2条2項が「前項の安全の確保については，確立された国際的な基準を踏まえ，国民の生命，健康及び財産の保護，環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として，行うものとする。」と規定していることは認め，その余は争う。

オ 「5 放射性廃棄物処理方法審査の不存在」について

(7) 第1段落について

一般論として認める。

(i) 第2段落（「特に」から始まる段落）について

「そのためか」は否認し，その余はおおむね認める。

(ii) 第3段落（「しかし、」から始まる段落）について

争う。

(I) 第4段落（「改正原子炉等規制法は、」から始まる段落）について

原子炉等規制法43条の3の5第2項8号が発電用原子炉の設置の許可の申請に際し「使用済燃料の処分の方法」を記載した申請書を提出しなければならないと規定していること，同法43条の3の6第1項4号が「発電用原子炉施設の位置，構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」と規定していること，環境基本法4条が「環境の保全は，社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって，健全で恵み豊

かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。」と規定していることは認め、その余は争う。

(5) 「第5 小括」について

争う。

10 「第10章 旧式・老朽化問題」(平成28年(行ウ)第49号事件の訴状104ないし115ページ)について

(1) 「第1 ケーブル問題」について

ア 「1 可燃性ケーブルの問題」について

(ア) 「(1) 火災防護基準」について

原子炉等規制法43条の3の6第1項4号の規定に基づいて定められた設置許可基準規則8条(火災による損傷の防止)を受け、同条の火災防護の設計方針に基づく発電用軽水型原子炉施設の火災防護対策の詳細に関し、原子炉施設の安全機能確保の観点から考慮すべき事項を定めたものとして、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準があること、同審査基準に原告らが第2段落で引用するものと同趣旨の定めがあることは認める。

(イ) 「(2) 『審査書』(案)」について

「実証試験はまだなされていない」は否認し、その余はおおむね認める。

(ウ) 「(3) 『防火シート』を代替材料と認めたこと」について

認める。

(エ) 「(4) 規制委員会の判断は裁量権を逸脱していること」について

a 第1段落について

争う。

b 第2段落（「審査書（案）においても、」から始まる段落）について

「その試験（引用者注：実証試験）はまだなされていない」は否認し、その余はおおむね認める。

c 第3段落（「そして、」から始まる段落）について

複合体に係るケーブルの長さが総延長1300キロメートルに及ぶこと、平成27年9月に東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号炉において不適切なケーブル敷設事案（安全機能を有する系統の分離のために設けられた分離板を撤去し信号ケーブルを敷設する等、本来分離されていなければならない異なる区分の安全系ケーブル同士又は安全系ケーブル及び常用系ケーブルが混在して敷設されていた事案）が発覚したことは認める。

なお、上記事案における不適切なケーブル敷設は403件である。

d 第4段落（「規制委員会は、」から始まる段落）について

原子力規制委員会が、各電力会社に対し、発電用原子炉施設における既存の安全系ケーブル敷設の状況につき系統間の分離の観点から不適切なケーブル敷設の有無を調査すること等を指示したこと、九州電力株式会社川内原子力発電所1、2号炉及び関西電力高浜発電所3、4号炉は上記指示の対象とならなかったことは認め、その余は争う。

上記調査については、廃止措置中の原子炉も調査対象から除外している上、九州電力株式会社川内原子力発電所1、2号炉は新規制基準に基づく審査を行い使用前検査において確認し、関西電力高浜発電所3、4号炉は新規制基準に基づく審査を行い使用前検査において確認中であったため、いずれも調査指示をしなかったものである。

(オ) 「(5) 可燃性ケーブルは重大事故につながる可能性があること」につ

いて

第1段落はおおむね認め、第2段落は不知。

(カ) 「(6) 小括」について

争う。

イ 「2 電気ケーブルの老朽化に伴う絶縁低下の問題」について

(ア) 「(1) 問題点の所在」について

a 「ア」について

おおむね認める。

b 「イ」について

(a) 第1段落について

一般論として認める。

なお、事故時機能要求のあるケーブルについて、想定される環境を模擬する環境認定試験を実施することで事故時における健全性を担保している。

(b) 第2段落（「この電気ケーブル」から始まる段落）について

第1文はおおむね認め、その余は否認ないし争う。

通路部に敷設の一部のケーブルについては、劣化状況評価の結果、評価期間に至る前に交換すべきケーブルとして抽出されている。

c 「ウ」及び「エ」について

「ウ」の「(ア)」それ自体は一般論として認めるが、その余は争う。

(イ) 「(2) 運転延長にあたっての審査基準」について

a 「ア」について

認める。

ただし、技術基準規則14条は安全設備について規定するものである。

b 「イ」について

認める。

なお、原告らが主張するとおりの改正がされている。

(ウ) 「(3) ケーブルの経年劣化にかかる評価方法と本件各原発の絶縁低下にかかる関西電力の判断」について

a 「ア ケーブルの経年劣化にかかる評価方法」について

(a) 「(ア)」について

認める。

(b) 「(イ)」について

甲E第3号証160ページに原告らが指摘する報告があることは認め、その余は争う。

(c) 「(ウ)」について

「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究に関する最終報告書」(JNES-SSレポート)4ページに原告らが引用するとおりの記載があること、同記載の中で参考文献として「平成13年度高経年化対策関連技術調査等事業報告書」〔高経年化関連安全対策技術高度化調査に関するもの〕(甲E第4号証)が挙げられていることは認め、その余は争う。

b 「イ 関西電力の評価とその疑問」について

(a) 「(ア)」について

おおむね認める。

ただし、関西電力は、「原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究に関する最終報告書」に記載されている試験結果を用いて健全性評価を行ったものであり、関西電力自身が加速劣化、JIS耐電圧試験をしたわけではない。

(b) 「(イ)」について

i 柱書きについて

争う。

ii 「a」について

第1文については、否認する。関西電力自身が加速劣化、JIS耐電圧試験をしたわけではない。

第2文については、甲E第3号証160ページに原告らの指摘する報告があることは認め、その余は争う。

iii 「b」について

否認ないし争う。

iv 「c」について

第1文ないし第3文については、認める。

第4文（「破断時の伸び」から始まる文）については、不知。

第5文（「また、」から始まる文）については、認める。

(I) 「(4) 『破断時の伸び』の観点からの本件各原発のケーブル劣化についての検討」について

争う。

(オ) 「(5) 小括」について

争う。

(2) 「第2 老朽化問題 - 中性子照射脆化」について

ア 第1段落について

第1文については、認める。

第2文については、甲C第12号証に「運転延長は例外中の例外」との記載があること、原子炉等規制法43条の3の3第2項及び第5項は「1回に限り」「基準に適合していると認めるときに限り」と規定していること、運転期間延長認可申請は厳格に審査すべきであることは認め、その余は争う。

イ 第2段落（「この『原子力規制委員会規則で定める基準』」から始まる

段落) について

おおむね認める。

ただし、延長しようとする期間は、高浜発電所1号炉は18年129日であり、高浜発電所2号炉は19年129日である。

ウ 第3段落(「この『中性子照射脆化』」から始まる段落) について

実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準の「2」の表中、「評価対象事象又は評価事項」欄の「中性子照射脆化」では、「加圧熱衝撃評価の結果、原子炉圧力容器の評価対象部位において静的平面ひずみ破壊靱性値が応力拡大係数を上回ること。」が要求事項の一つとして求められていることは認め、その余は争う。

エ 第4段落(「加圧衝撃評価においては、」から始まる段落) について

加圧衝撃評価では「(社)日本電気協会原子炉構造材の監視試験方法(JEAC4201-2007)【2013年追補版】」の脆性推移温度の上昇を予測するための予測式が用いられていること、「(社)日本電気協会原子炉構造材の監視試験方法(JEAC4201-2007)(注:2013年の追補前の規格)」の式による予測値が九州電力株式会社玄海原子力発電所1号炉の第4回監視試験の脆性推移温度と整合しなかったことは認め、その余は争う。

オ 第5段落(「さらに、」から始まる段落) について

破壊靱性の確認には「原子炉構造材の監視試験方法(JEAC4201-2007)」の予測式が用いられていること、高浜発電所1号炉における破壊靱性予測曲線につき30年目の評価結果よりも40年目の評価結果の方が加圧熱衝撃曲線に近接していることは認め、その余は争う。

ただし、PTS(Pressurized Thermal Shock)と略されるのは加圧熱衝撃が正しい。

カ 第6段落(「したがって、」から始まる段落) について

争う。

11 「第11章 耐震安全性」(平成28年(行ウ)第49号事件の訴状116ないし125ページ)について

(1) 「第1 基準地震動の過小評価」について

ア 「1 新規制基準における基準地震動に係る規定」について

「その策定手法の詳細については、『基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド』が規定している」ことは否認し、その余はおおむね認める。

イ 「2 過去10年間で5回も基準を超えた地震動が観測されている」について

(ア) 第1段落について

③ないし⑤の各地震について、原子炉建屋基礎版上で観測された最大地震加速度が、設計時において算定された最大加速度を上回ったことは認め、その余は知らないし争う。

なお、地震動には様々な周期の波が含まれているところ、原子力発電所において最大地震加速度を数値で表す際には、周期0.02秒の波における最大の地震加速度を用いている。原告らはこの加速度のことを最大地震加速度と呼んでいると思われるが、③ないし⑤の各地震について、それらの地震動の全ての周期の波における最大地震加速度が設計時において算定された最大加速度を上回ったわけではない。また、設計時において算定される最大加速度は、地下の地盤(解放基盤)で設定する基準地震動の最大加速度とは異なる(設計時において算定される最大加速度は、原子炉建屋基礎版を例にとれば、基準地震動の地震波に解放基盤表面から建屋基礎版に伝わるまでの地下の地盤特性を反映したものを建屋基礎版に入力し、その入力に対して建屋基礎版がどれだけ揺れるのかを表した際の最大加速度をいうものである。)

(イ) 第2段落(「このような超過頻度は」から始まる段落)について

甲F第4号証193ページに同様の記載があることは認める。

(ウ) 第3段落（「改正原子力関係法令の」から始まる段落）について
争う。

(イ) 第4段落（「だが、」から始まる段落）について
否認ないし争う。

(オ) 第5段落（「前記少なくとも」から始まる段落）について
争う。

ウ 「3 断層長の認定の問題」について

(ア) 第1段落について

能登半島地震と中越沖地震について、断層の位置や長さが地震前と地震後の評価で異なること、大型の調査船が沿岸部まで海岸付近の活断層を航行することができないことは認め、その余は争う。

(イ) 第2段落（「関西電力は」から始まる段落）について

関西電力がFO-B～FO-A～熊川断層の断層長を63.4キロメートルと評価したことは認め、その余は争う。

(ウ) 第3段落（「さらに問題なのは、」から始まる段落）について

FO-A～FO-B～熊川断層について過去に大きな歴史地震記録が存在しないことは認め、その余は否認ないし争う。

エ 「4 経験式のばらつきの考慮」について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落（「本件各原発について、」から始まる段落）について

本件各原子炉施設について、「応答スペクトルに基づく地震動の評価」では断層の長さから地震規模を求める経験式たる「松田式」が、断層モデルを用いた手法では震源断層の面積から地震規模を求める「入倉・三宅（2001）の式」が用いられていること、これらの経験式は平均値

としての地震規模を求めるものであることは認め、その余は争う。

(ウ) 第3段落（「特に」から始まる段落）について

島崎邦彦氏が断層傾斜角が垂直に近い断層において地震モーメントを過小評価する可能性があることを複数回指摘していることは認め、その余は争う。

(イ) 第4段落（「したがって、」から始まる段落）について

争う。

オ 「5 『震源を特定して策定する地震動』の不確かさの考慮について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落（「しかし、」から始まる段落）について

争う。

(ウ) 第3段落（「また、」から始まる段落）について

争う。

(イ) 第4段落（「新規制基準策定に」から始まる段落）について

甲D第5号証、同第11号証に原告らが引用するとおりの記載があることは認め、その余は争う。

カ 「6 『震源を特定せず策定する地震動』の各種不確かさの考慮欠如」について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落（「地震動の観測網」から始まる段落）について

平成16年北海道留萌支庁南部地震港町観測点における観測記録と平成12年鳥取県西部地震賀祥ダムにおける観測記録をもとにして地震動評価をしたことは認め、その余は争う。

(ウ) 第3段落（『各種不確かさの考慮』から始まる段落）について

地震動評価を行った結果、最終的に平成16年北海道留萌支庁南部地震港町観測点における観測記録と平成12年鳥取県西部地震賀祥ダムにおける観測記録をもとに基準地震動が策定されたことは認め、その余は否認ないし争う。

(エ) 第4段落（「したがって、」から始まる段落）について

争う。

キ 「7 超過確率の実質的審査の欠落」について

(ア) 第1段落について

平成28年（行ウ）第49号事件の訴状117ページの③ないし⑤の各地震について、原子炉建屋基礎版上で観測された最大地震加速度が、設計時において算定された最大加速度を上回ったことは認め、その余は不知ないし争う。

(イ) 第2段落（「設置許可基準解釈」から始まる段落）について

争う。

(ウ) 第3段落（「基準地震動」から始まる段落）について

甲D第12号証ないし同第15号証において基準地震動の超過確率が実現象を反映していない旨の指摘が記載されていることは認め、その余は争う。

(2) 「第2 重要度分類指針」について

ア 第1段落について

第1文及び第2文は認め、第3文は不知。

イ 第2段落（「そもそも」から始まる段落）について

外部電源、主給水ポンプの各耐震重要度分類がSクラスではないことは認め、その余は争う。

ウ 第3段落（「福島第二原発は、」から始まる段落）について

甲F第4号証174ページに第1文と同趣旨の記載があること、非常用ディーゼル発電機の起動失敗例が存在すること、平成23年4月7日の基準地震動を下回る地震により東北電力株式会社東通原子力発電所内の非常用ディーゼル発電機が同月8日午後2時の時点で全て動作可能ではない状態に陥ったことは認め、その余は争う。

エ 第4段落（「さらに、」から始まる段落）について

本件各原子炉施設のうち非常用取水設備がCクラスとされていることは認め、その余は争う。

オ 第5段落（「使用済み燃料プール」から始まる段落）について

認否の限りでない。

(3) 「第3 炉内構造物の耐震安全性が確認されていない」について

ア 第1段落について

第1文は認め、第2文は争う。

ただし、原子力規制庁が関西電力に対して加振試験を実施するよう要求し、関西電力が加振試験を実施するとされたものである。

イ 第2段落（「工事計画の」から始まる段落）について

工事計画の認可の審査における炉内構造物の耐震安全性評価について、蒸気発生器を含む一次冷却材ループの減衰定数1パーセントでは許容値を超えること、関西電力が同減衰定数を1パーセントから3パーセントに変更する方針を示したことは認める。

ウ 第3段落（「これに対し、」から始まる段落）について

おおむね認める。

なお、原子力規制庁は、同様の構造を有するプラント（関西電力美浜発電所3号炉）を用いての実規模試験を求めたものであり、当該機（本件各原子炉）での試験を求めたものではない。

エ 第4段落（「しかし、」から始まる段落）について

第1文及び第2文については、おおむね認める。

第3文及び第4文については、一次冷却材ループが耐震重要施設に該当することは認め、その余は争う。

オ 第5段落（「また」から始まる段落）について
争う。

カ 第6段落（「さらに」から始まる段落）について
否認ないし争う。

キ 第7段落（「規則・内規などで」から始まる段落）について
争う。

12 「第12章 対津波安全性」（平成28年（行ウ）第49号事件の訴状126ないし135ページ）について

(1) 「第1 新規制基準類の下における基準津波策定の方法」について

ア 「1 新規制基準の定め」について

津波対策の具体的内容を基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドが定めていることは否認し、その余はおおむね認める。

イ 「2 基準津波」について
認める。

(2) 「第2 基準津波策定における過誤・欠落」について

ア 「1 基準津波は過小評価されていること」について

(ア) 「(1) 計算式により津波の高さは大きく異なること」について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落（「上記各式は」から始まる段落）及び第3段落（「上記①～④の各式を」から始まる段落）について

第1段落の①ないし④の各式が地震モーメント（ M_0 ）を活断層の長さ（ L ）から推定する関係式であること、地震モーメント（ M_0 ）

とモーメントマグニチュード (M_w) につき「 $\log M_0 = 1.5 \times M_w + 9.1$ 」の関係式が成り立つことはおおむね認め、その余は争う。

なお、入倉・三宅(2001年)の手法は震源断層面積 (S) と地震モーメント (M_0) の関係式であり、甲D第9号証では仮定を挟んで震源断層面積 (S) を活断層の長さ (L) に置き換えた関係式が用いられている。

(4) 「(2) 規制委員会の前委員長代理を務めた島崎氏の指摘」について

甲D第9号証、同第22号証に原告らが指摘ないし警鐘を鳴らしていることと同趣旨の記載があることは認め、その余は不知。

(5) 「(3) 新規制基準の基準津波では安全性が確保できないこと」について

争う。

イ 「2 過去の津波の無視、軽視」について

(7) 柱書きについて

争う。

(4) 「(1)」について

「兼見卿記」及び「日本史」に天正14年(1586年)の天正地震の際、若狭湾沿岸に津波が押し寄せた旨の記載があることは認める。

(5) 「(2)」について

甲D第27号証に原告らがほぼ引用するとおりの記載があることは認める。

(6) 「(3)」ないし「(5)」について

甲D第28号証3枚目に原告らが主張するのと同様の記載があることは認める。

(7) 「(6)」について

a 第1段落について

甲D第29号証の1及び2に原告らが引用するとおりの記載があることは認める。

b 第2段落（「現地は、」から始まる段落）について
不知。

(カ) 「(7)」について

甲D第30号証1096ページに原告らが引用するとおりの記載があることは認める。

ウ 「3 隠岐トラフ南東縁断層の活動によって生じる津波」について

(ア) 第1段落について

第1文はおおむね認め、その余は不知。

(イ) 第2段落（「新規制基準に」から始まる段落）について

争う。

エ 「4 海域活断層が活動することによって生じる津波について」について

(ア) 「(1)」及び「(2)」について

不知。

(イ) 「(3)」について

知らないし争う。

オ 「5 土砂崩落による津波」について

甲D第34号証に昭和33年（1958年）7月9日、米国アラスカ州リツヤ湾（フィヨルド）においてマグニチュード7.7の地震に伴い斜面が崩壊し、海中に大量の土砂が流れ込んだことによって波高524メートルに達する大波が発生した旨の記載があること、若狭湾はリアス式海岸であること、本件各原子炉が内浦湾の奥に位置すること、甲D第35号証21ページに青葉山がラクダの背のような形になっているのは「大規模な山体崩壊を起こし、岩屑なだれが発生したことで説明がつく」との記載があ

ること、日本原子力発電株式会社敦賀発電所及び関西電力高浜発電所が湾の奥に位置する原子力発電所であることは認め、その余は知らないし争う。

なお、若狭湾には、原告らの主張する原発の他に、関西電力美浜発電所、関西電力大飯発電所、日本原子力研究開発機構高速増殖炉もんじゅ及び日本原子力発電株式会社敦賀発電所が存在する。

カ 「6 パラメータスタディについて」について

(ア) 「(1) パラメータスタディとは何か (甲82, 甲83)」について

a 「ア」について

第1文については、認める。

第2文(「津波防災」から始まる文)については、「7省庁手引き」を平成10年(1998年)3月に各自治体に通知したことは不知、その余は認める。なお、「地域防災計画における津波防災対策の手引き」は「地域防災計画における津波防災対策強化の手引き」が正しい。

第3文(「これには、」から始まる文)ないし第5文(「これは、」から始まる文)については、「地域防災計画における津波対策強化の手引き」に、「近年の地震観測研究結果等により津波を伴う地震の発生の可能性が指摘されているような沿岸地域については、別途想定し得る最大規模の地震津波を検討し、既往最大津波との比較検討を行った上で、常に安全側の発想から対象津波を設定する。」、「対象津波の設定や津波防災対策の立案に際して、津波数値解析計算は有効な手段となり得るが、技術的には開発途上であり、精度あるいは費用の点でも、その汎用性には限界がある。現在においても、波源モデルの妥当性、発生した津波の波形、波先端部の波形や挙動、越流時の挙動、河川遡上の問題等、精度と再現性に関係して未解決の部分が多い。従って、津波数値解析の計算結果は、相対的な評価の基礎とはなり得ても、絶対的な判断を下すにはまだ問題が残されており、このような点につ

いて十分考慮しなければならない。」との記載があることは認め、その余は不知。

b 「イ」について

認める。

c 「ウ」について

平成11年(1999年)、土木学会原子力土木委員会に津波評価部会が設置され、平成14年(2002年)2月、断層の位置や深さ、傾き等を組み合わせて何通りか計算するパラメータスタディという手法に基づいて「原子力発電所の津波評価技術」が策定されたことは認め、その余は不知。

d 「エ」について

不知ないし争う。

e 「オ」について

第1文は認め、その余は不知。

(4) 「(2)」について

争う。

キ 「7 地震想定 of 平均像問題について」について

争う。

13 「第13章 テロ対策」(平成28年(行ウ)第49号事件の訴状136ないし145ページ)について

(1) 「第1 テロ等の発生も想定した必要な規制を行う必要があること」について

ア 「1 原子炉等規制法の改正」について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落(「したがって、」から始まる段落)について

「必要な規制」と「新規制基準に係る適合性審査」が同義であれば、一般論として認める。

(ウ) 第3段落（「そして、」から始まる段落）について争う。

イ 「2 原発がテロ等の標的となり得ること」について

「改正された原子炉等規制法から、テロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行う必要があること」、「原発がテロリズムその他の犯罪行為の標的となり得ること」は認める。

なお、甲E第5号証556及び557ページに「(2)」(平成28年(行ウ)第49号事件の訴状137ページ10行目から始まるもの)の第2段落と同様の記載があること、「(2)」(平成28年(行ウ)第49号事件の訴状137ページ25行目から始まるもの)の第1段落ないし第3段落に関し、財団法人日本国際問題研究所作成の1984年(昭和59年)2月付け「原子炉施設に対する攻撃の影響に関する一考察」と題する報告書(昭和58年度外務省委託研究報告書)(甲E第7号証)があること、甲E第7号証1, 2, 10, 13, 15, 19, 21及び22ページに原告らが同第3段落で主張する内容の報告がされていることは認めるが、その余は認否の要を認めない。

(2) 「第2 深刻な災害が万が一にも起こらないというために必要な対策が講じられていないこと」について

ア 「1 『必要な対策』の判断基準」について

(ア) 第1段落について

「福島第一原発事故を受けて改正された原子炉等規制法が第1条(目的)に『テロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行う』ことを明示した」ことは認め、その余は争う。

(イ) 第2段落（「また、」から始まる段落）について

認める。

(ウ) 第3段落（「このような」から始まる段落）について

「必要な規制」と「新規制基準に係る適合性審査」が同義であれば、一般論として認める。

イ 「2 侵入者対策の不備」について

(ア) 「(1)」について

a 第1段落について

「2年に1回程度」は不知、その余はおおむね認める。

b 第2段落（「しかし、」から始まる段落）及び第3段落（「そもそも」から始まる段落）について

甲E第8号証183及び184ページに原告らが引用するとおりの記載があることは認める。

(イ) 「(2)」について

米国では、各原子力発電所において3年に1度防衛訓練が実施されていること、実戦部隊訓練では多重レーザー光線システム装置が利用されていることは認め、その余は不知。

(ウ) 「(3)」について

反核活動家3名が平成24年7月に米国テネシー州オークリッジにあるウラン濃縮、貯蔵施設「Y-12」の敷地内に不法侵入した事件が発生したこと、甲E第9号証53ないし55ページに「原子力施設侵入／テロ事件の事例」と題する一覧表の記載があることは認め、その余は争う。

(エ) 「(4)」について

争う。

ウ 「3 内部脅威対策の不備」について

(ア) 「(1)」について

一般論として認める。

(イ) 「(2)」について

甲E第10号証5ページに記載の限度で米国に信頼性確認制度があることは認める。

(ウ) 「(3)」について

認める。

(エ) 「(4)」について

争う。

エ 「4 航空機衝突対策の不備」について

(ア) 「(1)」について

第1文については、「故意による航空機の衝突は、9.11テロ事件の実例がある」ことは認める。

第2文については、甲E第5号証557ページに記載があることは認める。

(イ) 「(2)」について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落（「しかし、」から始まる段落）について

争う。

c 第3段落（「また、」から始まる段落）について

設置許可基準規則附則2項本文は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成28年原子力規制委員会規則第1号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成25年7月8日以後最初に行われる法第43条の3の9第1項の規定による認可（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則

(平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。)第11条及び第12条並びに第3章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。)の日から起算して5年を経過する日までの間は、第42条及び第57条第2項の規定は、適用しない。」と規定していることは認め、その余は争う。

(ウ) 「(3)」について

争う。

(I) 「(4)」について

甲E第13号証16枚目に「ブルンスビュッテル原子力発電所について、2013年6月にシュレスヴィヒ上級裁判所は、近隣住民が2004年に起こした訴訟に対して『中間貯蔵施設として使用することは不可』という判決を下した。訴訟の内容は、同施設がエアバス380等によるテロ自爆攻撃に対して安全でないとするもので、判決はこれを認めた形になっている。監督官庁であるBfSと運営者のバッテンフォール社は同年9月に上訴しており、未だ最終結論は出ていない」と記載されていることは認める。

オ 「5 ミサイル攻撃対策の不備」について

(ア) 「(1)」について

甲E第14号証40ページに国務大臣が答弁の中で「北朝鮮による弾道ミサイル能力の増強等は我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威と認識をいたしております」と発言した箇所があること、同号証42ページに政府参考人が答弁の中で「あらかじめ地域を定めて避難等の措置を講ずるものではなく、事態の推移等を正確に把握して、それに応じて避難等の対象範囲を決定する」と発言した箇所があることは認める。

(イ) 「(2)」について

第1段落は不知、第2段落及び第3段落は争う。

カ 「6 サイバーテロ対策の不備」について

(ア) 「(1)」について

一般論として認める。

(イ) 「(2)」について

a 第1段落について

一般論として認める。

b 第2段落（「しかし、」から始まる段落）について

第1文は争い、第2文は認める。

c 第3段落（「実際、」から始まる段落）について

第1文はおおむね認め、第2文及び第3文は不知。

ただし、2014年（平成26年）とあるのは、2010年（平成22年）が正しい。

(ウ) 「(3)」について

おおむね認める。

(エ) 「(4)」について

争う。

14 「第14章 使用済み核燃料ないし使用済み核燃料プールの危険性」（平成28年（行ウ）第49号事件の訴状146ないし154ページ）について

(1) 「第1 福島第一原発事故で明らかになった使用済み核燃料ないし使用済み核燃料プールの危険性」について

ア 「1 使用済み核燃料プールからの放射能汚染による最悪シナリオ」について

(ア) 「(1)」について

使用済み燃料は原子炉に燃料として使用した核燃料物質等であり、原子炉から取り出された後も崩壊熱を発生しているため、水と電気で冷却を継続しなければならないことは一般論として認め、その余は争う。

なお、乾式貯蔵（空気の自然循環による崩壊熱除去を行い貯蔵を行う方式）もある。

(イ) 「(2)」について

a 第1段落について

近藤駿介（当時原子力委員会委員長）が避難計画を想定したことは否認し、その余はおおむね認める。

b 第2段落（「原子力委員会委員長が」から始まる段落）について

甲F第10号証10及び15枚目に記載の限度で不測の事態が想定されたことは認める。

(ウ) 「(3)」について

a 第1段落及び第2段落（「米国が」から始まる段落）について

甲E第18号証1195ページに原告らが第2段落で指摘するセシウム137の放出推定量及び個人の体全体の線量（率）の計算結果が記載されていることは認める。

b 第3段落（「実際、」から始まる段落）について

認める。

(エ) 「(4)」について

甲F第4号証160及び161ページに記載の限度で認める。

イ 「2 福島第一原発事故から学ぶべき教訓」について

(ア) 「(1)」について

新燃料集合体に比べ使用済燃料集合体に核分裂生成物が多く含まれていることは一般論として認め、その余は争う。

(イ) 「(2)」について

a 第1段落について

争う。

b 第2段落（「しかし、」から始まる段落）について

否認ないし争う。

(2) 「第2 深刻な災害が万が一にも起こらないというために必要な対策が講じられていないこと」について

ア 「1 使用済み核燃料が堅固な施設によって囲い込まれていないこと」について

(7) 「(1)」について

福井地方裁判所平成27年4月14日決定(甲F第17号証)43及び44ページに原告らの主張と同趣旨の判示がされていることは認め、その余は争う。

(4) 「(2)」について

甲E第19号証9ページに「使用済み燃料貯蔵プール冷却に対する教訓」の一つとして「建屋が破損した後の使用済み燃料の閉じ込めに課題がある」と指摘する記載があること、甲E第18号証1191ページ等に使用済み燃料貯蔵槽が密閉性の原子炉格納容器の中に入っていないことに伴う危険性を指摘する記載があることは認める。

(ウ) 「(3)」について

a 第1段落について

一般論としておおむね認める。

b 第2段落(「しかし、」から始まる段落)について

第1文及び第2文については、福島第一原発事故で水素爆発により4号機建屋の屋根が吹き飛び、使用済み燃料貯蔵槽がむき出しになったこと、使用済み燃料が原子炉内の核燃料よりも核分裂生成物を多く含むことはおおむね認め、その余は争う。

第3文については、認める。ただし、竜巻による外部飛来物の衝突によって補助建屋が損傷することはあり得るが、竜巻防護ネット等の防護対策を講じており、外部飛来物に対して安全機能が失われないこ

とを確認している。

- c 第3段落（「上記原発の」から始まる段落）について
争う。

- イ 「2 使用済み核燃料プールの冷却設備の耐震クラスがBクラスである
こと」について

- (ア) 「(1)」について

福井地方裁判所平成27年4月14日決定（甲F第17号証）42及び44ページに第1段落と同趣旨の判示がされていること、大津地方裁判所平成28年3月9日決定（甲F第18号証）47ページに第2段落と同趣旨の判示がされていることは認め、その余は争う。

- (イ) 「(2)」について

争う。

- ウ 「3 使用済み核燃料プールの計測装置がCクラスであること」について

- (ア) 「(1)」について

福井地方裁判所平成27年4月14日決定（甲F第17号証）43及び44ページに同趣旨の判示がされていることは認める。

- (イ) 「(2)」について

- a 第1段落について

福島第一原発事故では、東京電力福島第一原子力発電所1号炉で水位計が誤った数値を示していたため、電源がなくとも機能するはずだった非常用復水器が作動していないことに長時間気づかず、水位が保たれていると見られていたことは認め、その余は争う。

- b 第2段落（「米国スリーマイル島原発事故」から始まる段落）について

おおむね認める。

c 第3段落（「国会事故調は、」から始まる段落）について

甲F第4号証101ページに原告らが主張する内容の提言がされていることは認める。

ただし、原告らが指摘する箇所は、計装機器が重大事故時には機能不全になることを指摘した箇所であり、耐震設計とは無関係の箇所である。

d 第4段落（「これらの」から始まる段落）について

争う。

(ウ) 「(3)」について

争う。

エ 「4 稠密化された使用済み核燃料プールの危険性」について

(ア) 「(1)」について

a 第1段落ないし第7段落（「原子力規制委員会は、」から始まる段落）について

エドウィン・ライマン氏が、甲E第18号証1191ないし1193ページにおいて、原告らが第2段落ないし第7段落で引用するとおりの指摘をしたことは認める。

b 第8段落（「また、」から始まる段落）及び第9段落（「それからもう一つ、」から始まる段落）について

ジェフリー・ミラー氏が、甲E第21号証24ページにおいて、原告らが第9段落で引用するとおりの指摘をしたことは認める。

(イ) 「(2)」について

a 第1段落について

第1文については、福島第一原発事故において乾式貯蔵設備の健全性は保たれたこと、日本原子力学会が甲E第19号証9ページで空冷の中間貯蔵設備を導入することを提言していることは認め、その余は

不知。

第2文については、本件各原子炉のこれまでの使用済燃料対策状況として、関西電力高浜発電所3及び4号炉との共用化、プール増設、リラッキングがされていることは認め、その余は争う。

b 第2段落（「このように」から始まる段落）について争う。

c 第3段落（「なお、」から始まる段落）について

甲E第22号証8ページに、同ページ「※1」の仮定条件の下で原告らが主張する試算がされていることは認める。

(ウ) 「(3)」について

a 第1段落について

新規制基準では、「原子炉から取り出したホットな使用済み核燃料を市松模様にして使用済み核燃料ラックに配置する運用」が要求されていないことは認め、その余は不知。

b 第2段落（「当該運用は、」から始まる段落）について不知ないし争う。

c 第3段落（「したがって、」から始まる段落）について争う。

オ 「5 重量物の落下による危険性」について

争う。

15 「第15章 過酷事故対策」（平成28年（行ウ）第49号事件の訴状155ないし173ページ）について

(1) 「第1 新規制基準類の下における過酷事故対策の内容」について

ア 「1 新規制基準類の下における各電力会社の想定する過酷事故対策の対応（シナリオ）について」について

(ア) 第1段落について

おおむね認める。

なお、本件各原子炉は平成28年4月20日付けで設置変更許可がされており、関西電力大飯原子力発電所の設置変更許可の審査中であるものは3及び4号炉である。

(イ) 第2段落（「上記各原発は、」から始まる段落）について

第1文については、おおむね認めるが、本件各原子炉につき「炉心への注水はあきらめ」ることは否認する。

第2文については、否認する。本件各原子炉の有効性評価における原子炉圧力容器破損までの時間は基本2時間とされている。

第3文については、甲E第25号証897ページに「加圧水型（PWR型）原子炉において、核燃料の冷却材が喪失して過酷事故（新規制基準では重大事故という）が発生した場合、格納容器下部キャビティに冷却水を供給して深さ1.3mのプールを作り、原子炉圧力容器底部を貫通して格納容器底部に落下する熔融核燃料をそのプール内で冷却する、というのが過酷事故対策のシナリオである（「高浜3・4号機審査書」p.211。川内原発、高浜原発、伊方原発とも、審査書は同一文面である」との記載があることは認める。なお、本件各原子炉の有効性評価における水張り高さは1.6メートルであり、本件各原子炉の有効性評価では原子炉下部キャビティ注水ポンプにより原子炉下部キャビティに直接注水するプラントもある。

イ 「2 新規制基準類の下において関西電力が本件各原発について過酷事故対策として想定している対応と規制委員会の追認について」について

(ア) 第1段落及び第2段落（「すなわち」から始まる段落）について

甲E第24号証334及び335ページ並びに同第25号証897ページに、原告らが第2段落①③④で主張する「大破断LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ注入失敗」による過酷事故のシナリオ、

及び同過酷事故対策として想定する対応が記載されていることは認める。

ただし、本件各原子炉の有効性評価における原子炉圧力容器破損までの時間は基本2時間とされていること、本件各原子炉の原子炉圧力容器内部への注水を断念するとはされていないこと、本件各原子炉の有効性評価における水張り高さは1.6メートルであること、本件各原子炉の有効性評価では原子炉下部キャビティ注水ポンプにより原子炉下部キャビティに直接注水するプラントもあることなど、「関西電力が本件各原発について、過酷事故対策として想定している対応も、上記各原発（引用者注：九州電力株式会社川内原子力発電所1及び2号炉，四国電力株式会社伊方発電所3号炉，関西電力高浜発電所3及び4号炉，関西電力大飯発電所3及び4号炉のことをいうと思われる。）の過酷事故対策と同様である」とはいえない。

(1) 第3段落（「そして、」から始まる段落）について

争う。

(2) 「第2 過酷事故対策における過誤・欠落」について

ア 「1 関西電力が想定する対応（シナリオ）の問題点について」について

争う。

イ 「2 一般論について」について

甲E第23号証153ないし155ページに、「(1)」の1行目「本件各原発における」の部分、「(3)」(平成28年(行ウ)第49号事件の訴状158ページ3行目から始まるもの)の第3段落、及び「(3)」(平成28年(行ウ)第49号事件の訴状158ページ20行目から始まるもの)の第2段落の8行目「本件各原発では、このような対策はなされていない」の部分以外の部分と同様の記載があることは認める。

なお、「(3)」(平成28年(行ウ)第49号事件の訴状158ページ3行目から始まるもの)の第1段落のうち、福島第一原発事故では、一部の機器損傷の状況や、崩壊熱で溶けた燃料や原子炉内の構造物の溶けた金属などが混ざった溶解物(溶融デブリ)の位置・形状が把握できていないこと、同第2段落のうち、福島第一原発事故では、原子炉压力容器や原子炉格納容器からの漏えい経路、原子炉压力容器の上部フランジからの漏えいの有無、同漏えいがあったとした場合の圧力や温度、ボルトの伸び、フランジローテーションやガスケットの挙動、クリープの影響の有無に係る事実の確認はできていないこと、「(3)」(平成28年(行ウ)第49号事件の訴状158ページ20行目から始まるもの)の第1段落のうち、福島第一原発事故では、原子炉水位計が機能不全となったこと、その他にも測定できない計器が出たこと、炉心の冷却状態の適切な監視ができない状況に陥り、運転員が事故対応を行う上で困難を招いたことは認める。

ウ 「3 水素爆発の危険性について」について

(7) 「(1) 水素爆発とは」について

一般論としておおむね認める。

(4) 「(2) 水素の爆発現象について」について

福島第一原発事故で生じた爆発現象が爆轟であることは不知、その余は認める。

(ウ) 「(3) PWRで水素爆発が発生した場合の結果について」について

a 「ア 福島第一原発事故の場合」について

「水蒸気爆発による」ものであることは否認し、その余は認める。

「水素爆発による」ものである。

b 「イ PWRでは格納容器が損壊するおそれがあること」について

(a) 第1段落について

加圧水型原子炉(PWR)でも水素が発生する危険性があること

は認める。

(b) 第2段落（「それどころか、」から始まる段落）について

第1文及び第2文は一般論として認め、第3文は争う。

c 「ウ 放出が予想されるヨウ素とセシウムの量」について
争う。

d 「エ 小括」について

一般論として認める。

(I) 「(4) 水素爆発防止対策の審査ガイド」について

おおむね認める。

(オ) 「(5) 解析コードMAAPの不確かさ」について

a 第1段落について

関西電力が、解析コードMAAPを使用して溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）の解析を行い、ジルコニウム反応量につき全炉心内のジルコニウム量の75パーセントが水と反応するものとして水素濃度を求めていることは認める。

b 第2段落（「しかし、」から始まる段落）について

解析コードMAAPを使用して溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）の解析をする際には不確かさが伴うこと、同不確かさの影響は感度解析等により評価されること、同評価も踏まえて水素爆発防止対策の有効性が判断される必要があることは一般論として認める。

なお、本件各原子炉では、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）に関する不確かさの影響の評価も踏まえた上で水素爆発防止対策の有効性評価がされている。

(カ) 「(6) 不確かさの影響を評価すると全炉心内のジルコニウム量の100%が水と反応すると仮定する必要があること」について

a 「ア 原子力発電技術機構の事業報告書の関係箇所」について
不知。

b 「イ 現に川内原発1・2号機ではジルコニウム反応量を100%
としたこと」について
認める。

c 「ウ 小括」について
争う。

九州電力株式会社川内原子力発電所1及び2号炉の審査では、原子炉格納容器が他プラントよりも大きかったことから、ジルコニウム反応量につき全炉心内のジルコニウム量の100パーセントが水と反応するものとして水素濃度が求められたが、これは、参考として安全裕度を確認するための感度解析として実施されたものである。

(h) 「(7) ジルコニウム反応量を100%とすると本件各原発について曝
露防止の判断基準値を超える高度の蓋然性がある」について

a 第1段落について
不知ないし争う。

b 第2段落(「そうすると、」から始まる段落)について
争う。

(i) 「(8) 本件各原発の審査の際には水素爆発の危険性判断について過誤
・欠落があること」について

本件各原子炉について、解析コードMAAPを使用した熔融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)の解析に際し、ジルコニウム反応量につき全炉心内のジルコニウム量の75パーセントが水と反応するものとして水素濃度が求められたことは認め、その余は否認ないし争う。

エ 「4 水素爆発の危険性について」について

(7) 「(1) 水蒸気爆発とは何かについて」について

a 「ア 水蒸気爆発とは」について

甲E第25号証897ページに記載の限度でおおむね認める。

b 「イ 原発過酷事故時に水蒸気爆発が発生した場合について」について

(a) 第1段落について

福島第一原発事故において管理放出（格納容器ベント）が行われたこと、放射性物質が原子炉格納容器外に放出されたことは認め、その余は知らないし争う。

(b) 第2段落（「チェルノブイリ原発事故では、」から始まる段落）について

甲E第25号証899ページに同様の記載があることは認める。

(c) 第3段落（「福島第一原発事故を」から始まる段落）について

福島第一原発事故における各原子炉が沸騰水型原子炉（BWR）のマークI型格納容器であったこと、同各原子炉圧力容器の直下には大量の水がなかったこと、同事故において水蒸気爆発が起らなかったことは認めるが、その余は争う。

(4) 「(2) 本件各原発の設置変更許可審査書案の内容について」について
おおむね認める。

(5) 「(3) 審査書案が根拠としたJAEA報告書が水蒸気爆発の可能性を否定していないこと」について

a 柱書きについて

否認する。

森山清史ほか「軽水炉シビアアクシデント時の炉外水蒸気爆発による格納容器破損確率の評価」（JAEA〔日本原子力研究開発機構〕－Research 2007－072）は、水蒸気爆発による原子炉格納容器破損確率を評価したものであり、水蒸気爆発が発生する可能性を述べたものでは

ない。

b 「ア JAEA報告書の内容について」について

森山清史ほか「軽水炉シビアアクシデント時の炉外水蒸気爆発による格納容器破損確率の評価」(JAEA〔日本原子力研究開発機構〕－Research 2007－072)の1及び43ページに原告らが指摘する内容と同様の記載があることは認める。

c 「イ JAEA報告書の評価について」について

(a) 第1段落について

否認する。

森山清史ほか「軽水炉シビアアクシデント時の炉外水蒸気爆発による格納容器破損確率の評価」(JAEA〔日本原子力研究開発機構〕－Research 2007－072)は、水蒸気爆発による原子炉格納容器破損確率を評価したものであり、水蒸気爆発が発生する可能性を述べたものではない。

(b) 第2段落(「のみならず,」から始まる段落)について

知らないし争う。

(c) 第3段落(「さらに,」から始まる段落)について

否認する。

(d) 第4段落(「したがって,」から始まる段落)について

否認する。

森山清史ほか「軽水炉シビアアクシデント時の炉外水蒸気爆発による格納容器破損確率の評価」(JAEA〔日本原子力研究開発機構〕－Research 2007－072)は、水蒸気爆発による原子炉格納容器破損確率を評価したものであり、水蒸気爆発が発生する可能性を述べたものではない。

(e) 第5段落(「なお,」から始まる段落)について

「水蒸気爆発は、似たような条件でも発生したり、しなかったりする確率現象」であること、水蒸気爆発を防ぐ方法の一つとして溶解物と水などの冷却材を接触させないという方法があることは一般論として認め、その余は否認ないし争う。

(I) 「(5) 本件各原発の審査の際には水蒸気爆発の危険性判断についても過誤・欠落があること」について

a 第1段落について

知らないし争う。

b 第2段落（「周辺住民を」から始まる段落）について

一般論として認める。

c 第3段落（「にもかかわらず、」から始まる段落）について

否認ないし争う。

オ 「5 免震重要棟の設置がされていない危険性について」について

免震重要棟の設置が義務付けられているわけではないこと、本件各原子炉施設における緊急時対策所が免震構造とされていないことは認め、その余は争う。

緊急時対策所については、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられることが求められているが（設置許可基準規則61条）、重大事故等に対処するために必要な機能を維持できるのであれば、耐震構造と免震構造のいずれでもよい。

カ 「6 海洋汚染の防止策がなされていないことについて」について

(ア) 「(1) 福島第一原発事故に伴う海洋汚染について」について

a 第1段落について

おおむね認める。

b 第2段落（「福島第一原発事故に」から始まる段落）ないし第5段落（「その結果、」から始まる段落）について

甲F第20号証88ページに同様の記載があることは認める。

(イ) 「(2) 過酷事故対策としても海洋汚染対策について」について

a 第1段落について

否認ないし争う。

b 第2段落（「ところが、」から始まる段落）及び第3段落（「また、」から始まる段落）について

否認ないし争う。

(ウ) 「(3) 本件各原発の審査の際には過酷事故対策としての海洋汚染防止策の判断についても過誤・欠落があること」について

a 第1段落について

一般論として認める。

b 第2段落（「にもかかわらず、」から始まる段落）について

否認ないし争う。

キ 「7 結論」について

否認ないし争う。

16 「第16章 防災審査の不存在及び防災計画の不備」（平成28年（行ウ）第49号事件の訴状174ないし185ページ）について

(1) 「第1 防災審査の不存在」について

ア 「1 はじめに」について

(ア) 第1段落について

一般論として認める。

なお、地域防災計画などは、原子炉等規制法の規制対象ではなく、原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法に基づき自治体等が措置するものである。

(イ) 第2段落（「第5章で述べたとおり、」から始まる段落）について

争う。

なお、本件各原子炉に係る原子力事業所の原子力災害に係る防災計画の策定、防災対策については、自治体等において既に措置されている。

(ウ) 第3段落（「そうである以上、」から始まる段落）について

「合理的な防災計画が策定されているか否か」が本件各処分に際しての審査の対象にされていないことは認め、その余は争う。

(イ) 第4段落（「下記のとおり、」から始まる段落）について

IAEA（国際原子力機関）が深層防護の第5層として緊急時計画の策定を求めていること、米国のNRC（原子力規制委員会）が原子炉の運転に際して策定された緊急時計画の妥当性と実行可能性を審査の対象としていること、合理的な防災計画が策定されているか否かが本件各処分に際しての審査の対象にされていないことは認め、その余は争う。

イ 「2 IAEAの基準」について

第1段落及び第2段落はおおむね認め、第3段落は争う。

なお、プラントの建設が始まる前に確認しなければならないのは、将来的に緊急時計画を策定するに当たって克服できない障害が存在しないことであり、緊急時計画そのものを策定し確認しなければならないとされているわけではない。

ウ 「3 NRCの基準」について

第1段落ないし第5段落はおおむね認め、第6段落は不知。

エ 「4 被告及び規制委員会の責任放棄」について

(ア) 「(1) 新規基準は防災計画を規制委員会の審査対象としていないこと」について

認める。

(イ) 「(2) 被告及び規制委員会は防災審査の不存在を自認していること」について

平成26年6月25日に行われた原子力規制委員会記者会見におい

て、田中俊一委員長が「規制庁の職員、防災課の方たちも地元の要望に応じていろいろ相談に乗っているのです、その辺のことをちょっと説明してあげてください。」と発言したことがあったこと、片山啓長官官房審議官が「要するに、法的な枠組みは関係ないとおっしゃいますが、その手の仕事は法的な枠組みの下で行うべきものだと思っております。今の日本の法体系上そういう枠組みはない。地域の防災計画、避難計画というのはあくまでも自治体が作成をするものであって、その技術的な指針というのは規制委員会が作るということになっています。その策定支援というのは内閣府が行うということになっていて、もしくは政府を挙げて自治体のそういう計画をしっかりとサポートをしていくということに尽きるのではないかと思っております。」と発言したことがあったことは認め、その余は否認ないし争う。

なお、国は、地域防災計画の策定支援等を行っており、原子力規制委員会は、自治体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等に、その科学的、客観的判断を支援するため、専門的・技術的事項等について原子力災害対策指針を定めている（原子力災害対策特別措置法6条の2参照）。

(ウ) 「(3) 法や社会は被告及び規制委員会の責任放棄を許容していないこと」について

否認ないし争う。

オ 「5 大津地裁仮処分決定」について

大津地方裁判所平成28年3月9日決定（甲F第18号証）52ページに第2段落と同様の判示がされていることは認める。

(2) 「第2 防災計画の不備」について

ア 「1 はじめに」について

(7) 第1段落及び第2段落（「合理的な」から始まる段落）について

争う。

(イ) 第3段落（「そのためには、」から始まる段落）について

一般論としておおむね認める。

ただし、「住民が被ばくする前に避難を開始できるものであること」が緊急時防護措置を準備する区域（UPZ〔Urgent Protective Action Planning Zone〕）の住民も含めたあらゆる住民について原子力緊急事態（原子力災害対策特別措置法2条2号）に伴う放射性物質の放出前に避難を開始できるものとする趣旨であれば争う。

(E) 第4段落（「しかし、」から始まる段落）について

知らないし争う。

イ 「2 被ばくすることを前提にした避難計画」について

(7) 第1段落について

おおむね認める。

ただし、原子力規制委員会は、福島第一原発事故後の平成24年10月31日に原子力災害対策指針を定め、その後その全部又は一部を改正している。

(イ) 第2段落（「UPZの」から始まる段落）について

おおむね認める。

ただし、緊急事態の初期対応段階における防護措置として、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ〔Urgent Protective Action Planning Zone〕）では、緊急時モニタリングが行われ、その結果、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（OIL〔Operational Intervention Level〕）1に該当すると、数時間内を目途にOIL1の区域を特定し、当該区域内の住民に限って避難等を実施することになる。

(ウ) 第3段落（「しかし、」から始まる段落）について

争う。

なお、個人線量は個人の活動形態等に大きく依存し、実際にはUPZ (Urgent Protective Action Planning Zone) の住民は屋内退避を行うこと等で相当程度放射線からの遮蔽がされることから、空間線量に時間を単純に乗算して個人線量を算出することは相当でない。

(I) 第4段落(「このような」から始まる段落)について

争う。

ウ 「3 避難計画の実行困難性」について

(7) 「(1) 本件各原発の避難計画」について

認める。

(i) 「(2) 福井県内への避難計画の実行困難性」について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落(「しかし、」から始まる段落)について

第1文については、認める。

第2文については、関西電力大飯発電所、関西電力美浜発電所、日本原子力発電株式会社敦賀発電所及び日本原子力研究開発機構高速増殖炉もんじゅが使用済燃料を使用済燃料貯蔵槽に貯蔵していることは認め、その余は争う。

c 第3段落(「また、」から始まる段落)について

若狭町、小浜市、おおい町又は高浜町から越前町、越前市、鯖江市又は敦賀市に避難するには、主な経路として国道27号線ないし舞鶴若狭自動車道を使用することになること、国道27号線は主に山間部を通る大部分が片側1車線であること、舞鶴若狭自動車道は福知山インターチェンジから敦賀ジャンクションまでは対面交通となっていることは認め、その余は争う。

(ウ) 「(3) 福井県外への避難計画の実行困難性」について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落(「しかし,」から始まる段落)について

第1文については、「避難車両は、避難先への汚染拡大を防止するためスクリーニングを受けることになっている」ことは認め、その余は争う。

第2文(「舞鶴若狭自動車道」から始まる文)については、否認する。平成27年12月16日内閣府(原子力防災)福井エリア地域原子力防災協議会作成の高浜地域の緊急時対応(全体版)においては、綾部パーキングにある緊急開口部を利用して綾部市総合運動公園にてスクリーニング・除染をするような計画になっているが、OILに基づく一時移転対象者数によっては、綾部パーキングのみでスクリーニング・除染を実施する計画もあり、必ずしも綾部市総合運動公園でスクリーニング・除染を実施するものではない。

第3文(「綾部パーキングエリア」から始まる文)については、「綾部パーキングエリアから出入りするためにはゲートを通らなければならないが、ゲートは5m幅」であることは認め、その余は争う。

第4文(「また,」から始まる文)については、否認する。福井県民が国道162号線を通り県外避難する場合には、京都府南丹市の美山長谷運動広場の他にも、福井県おおい町の道の駅名田庄がスクリーニング・除染の候補地となるため、国道162号線を通る場合にスクリーニング・除染をする場所が美山長谷運動広場に限定される計画にはなっていない。

第5文(「しかし,」から始まる文)については、「側道から府道12号線に入るには由良川に架かる萱野橋を渡らなければならない」こ

と、同「橋には9トン以下という重量制限が掛かっている」ことは認め、その余は争う。9トンを超えるようなバス等の車両については、萱野橋を通らず来た道に戻り、府道12号線に合流する計画としている。

c 第3段落（「また、高浜町」から始まる段落）について

高浜町の和田地区からの避難は国道27号線に出る以外に選択肢がないこと、和田地区における国道27号線の海拔は1メートルであることは認め、その余は争う。

なお、仮に冠水により寸断された場合には、自衛隊等実動部隊のヘリ等の手段を講じて避難させる計画となっている。

d 第4段落（「また、福井県」から始まる段落）について

福井県と京都府との県境にある青葉山トンネルが本件提訴時点で築後60年のものであることは認め、その余は知らないし争う。

(I) 「(4) 京都府北部からの避難の実行困難性」について

京都府綾部市上林地区や南丹市美山町が比較的降雪量の多い場所であることは認め、その余は知らないし争う。

エ 「4 要援護者の避難困難性」について

甲F第4号証357、358及び362ページに「(I)」と同趣旨の記載があることは認め、その余は争う。

オ 「5 安定ヨウ素剤の備蓄・配布体制の不備」について

(7) 第1段落について

全面緊急事態に際し、放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に基づいて、安定ヨウ素剤が配布、服用されることがあることは認め、その余は不知。

なお、(京都府)綾部市原子力災害住民避難計画(平成28年3月)

では、安定ヨウ素剤の備蓄場所は2か所となっている。また、本件各原子炉に係る原子炉施設から30キロメートル圏内の市町村は11市町が正しい。

(イ) 第2段落（「安定ヨウ素剤は、」から始まる段落）について

争う。

なお、放射性ヨウ素が吸入摂取又は体内摂取される前の24時間以内又は各摂取直後に安定ヨウ素剤を服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への集積の90パーセント以上を抑制することができるとされている。また、放射性ヨウ素の摂取後であっても、摂取後8時間以内に安定ヨウ素剤を服用すれば、約40パーセントの抑制効果が期待できるとされている一方、摂取後16時間以降に安定ヨウ素剤を服用してもその効果はほとんどないとされている。

カ 「6 避難の範囲を不当に狭めた避難計画」について

(ア) 「(1)」について

a 第1段落について

不知。

b 第2段落（「しかし、」から始まる段落）について

「ブルックヘブン国立研究所が行った原発事故の試算結果（WASH 740）において想定された約7400ペタベクレル」は不知、その余は認める。

c 第3段落（「原子力委員会の」から始まる段落）について

甲F第10号証15枚目に「強制移転をもとめるべき地域が170 km以遠にも生じる可能性や、年間線量が自然放射線レベルを大幅に超えることをもって移転を希望する場合認めるべき地域が250 km以遠にも発生することになる可能性がある」との記載があることは認める。

(4) 「(2)」について

a 第1段落について

原子力規制委員会が平成24年10月31日に定めた原子力災害対策指針では、実用発電用原子炉の原子力災害対策重点区域は「予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautinary Action Zone）」（原子力施設から概ね半径5キロメートル）と「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」（原子力施設から概ね30キロメートル）から設定するとされたこと、地方公共団体が各地域防災計画を策定する際、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、PAZ及びUPZの数値をひとつの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して区域を設定するとされたことは認め、その余は否認する。

内閣府は、防災基本計画や原子力災害対策指針等を踏まえ、地域防災計画（原子力災害対策編）及びその一部としての避難計画を策定する地方自治体の取組を支援している。

b 第2段落（「本件各原発の」から始まる段落）について

京都府京丹後市が全市避難を希望したこと、やむなく屋内避難に切り替えたことは不知、その余はおおむね認める。

c 第3段落（「30km圏外自治体」から始まる段落）について

不知。

d 第4段落（「京丹後市、」から始まる段落）及び第5段落（「東日本大震災」から始まる段落）について

おおむね認める。

e 第6段落（「以上のとおり、」から始まる段落）について

争う。

キ 「7 小括」について

争う。

17 「第17章 結語」(平成28年(行ウ)第49号事件の訴状186及び187ページ)について

第1段落は争い, その余は認否の要を認めない。

第2 本件訴え変更申立書により追加された請求の原因に対する認否

1 「1 処分について」について

(1) 「(1)」について

認める。

なお, 「高浜原子力発電所」は「関西電力株式会社高浜発電所」が正しい。

(2) 「(2)」について

認める。

なお, 「高浜原子力発電所」は「関西電力株式会社高浜発電所」が正しい。

設置変更許可は, 本件各原子炉のみならず, 同発電所3及び4号炉も併せて行われた。

(3) 「(3)」について

認める。

なお, 「高浜原子力発電所」は「関西電力株式会社高浜発電所」が正しい。

(4) 「(4)」について

認める。

なお, 「高浜原子力発電所」は「関西電力株式会社高浜発電所」が正しい。

また, 保安規定は許可を受けようとする工場又は事業所ごとに定められるものであり(実用炉則92条参照), 「高浜発電所保安規定」として認可したものである。

2 「2 取消判決を求める具体的利益について」について

争う。

- 3 「3 出訴期間について」について
認める。

以 上